

審査意見への対応を記載した書類（8月）

（目次）山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻（D）

【大学等の設置の趣旨・必要性】

1. <養成する人材像が不明確>

養成する人材像として「高度看護実践者」が示されているが、どのような人材か不明確なので、具体的に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・ 1

2. <学生確保の見通しが不明確>

学生確保の見通しについて、既設の修士課程の定員充足率が0.85倍であることや、同課程修了生へのアンケートをみる限り、すぐに大学院への進学を希望する者が少数であることを踏まえると、学生確保を十分に行えるか懸念が残る。このため、地域との連携体制等についてより詳細な分析を加えるなど、客観的な根拠に基づいて学生確保の見通しを具体的に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・ 5

3. <卒業生に対する社会的需要が不明確>

山梨県内の状況を踏まえて本研究科を設置することとしているが、県内の医療機関等に対するアンケート結果では博士学位取得者の地域需要は必ずしも高くない。客観的な根拠に基づいて具体的に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・ 11

4. <入試選抜の評価が不明確>

入試選抜方法について、筆記試験と口述試験で実施することとなっているが、判定基準や評価の割合の記載がないので、具体的に記載すること。（改善事項）・・・・・・・・・・ 16

【教育課程等】

5. <教育課程の編成方針とディプロマ・ポリシーとの関係が不明確>

専門分野についてはあらゆる人々のニーズに対応できる人材を養成するため、「広域実践看護学分野」のみで構成するとされているが、授業科目は臨床開発看護学、地域包括ケア看護学、母子育成看護学の3領域で構成されており、網羅的に対応しているか不明確である。また、「広域実践看護学分野」の設定とディプロマ・ポリシーの関係も不明確であるので、それらについて具体的に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・ 20

6. <授業科目が不明確>

授業科目について、以下の内容が不明確であるため、具体的に説明するか、適切に改めること。(1) 1・2年次に履修する「広域実践看護学演習」について、各年次の担当者や授業内容について記載がなく、シラバスの記載も不明確である。(2)「臨床開発看護学」について、履修内容からは「臨床看護学」との差異が見受けられず、シラバスの記載も不明確である。(改善事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

7. <博士論文審査要件の趣旨が不明確>

論文審査について、欧文が認められず和文のみになっている理由が不明確であるため、具体的に説明するか、適切に改めること。(改善事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

8. <現職の社会人学生を受け入れるに当たっての対応が不明確>

既設研究科の修士課程の状況を踏まえ、社会人の受入れが多くなる旨記載があるが、そのような場合の遠隔指導や、標準修業年限で修了できない者への指導方法等の配慮について、より具体的に説明すること。(改善事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

【教員組織等】

9. <教員組織の将来構想が不明確>

教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。(是正事項)・・・・・・・・・・36

別添追加資料

【設置の趣旨等を記載した書類 資料】

- 資料 15 第7次山梨県地域保健医療計画の概要
- 資料 16 看護系大学 大学別博士課程 定員数一覧(山梨県・長野県・新潟県)
- 資料 17 博士前期課程(修士課程)と博士後期課程との関連
- 資料 18 ディプロマ・ポリシーと教育課程の編成

【学生確保の見通し等を記載した書類 資料】

- 資料 11 令和2年度8月実施アンケート依頼文(本学修了生、本学以外の修士課程修了生、本学在院生宛)
- 資料 12 令和2年度8月実施アンケート用紙(本学修了生、本学以外の修士課程修了生、本学在院生宛)
- 資料 13 令和2年度8月実施アンケート依頼文(看護局長・看護学部長宛)
- 資料 14 令和2年度8月実施アンケート用紙(看護学部長宛)

- 資料 15 令和2年度8月実施アンケート用紙（看護局長宛）
- 資料 16 令和2年度8月実施アンケート結果（本学修了生、本学以外の修士課程修了生、
本学在院生）
- 資料 17 令和2年度8月実施アンケート結果（看護学部長）
- 資料 18 令和2年度8月実施アンケート結果（看護局長）
- 資料 19 令和2年度8月実施ヒヤリング依頼文（看護管理者・統括保健師宛）
- 資料 20 令和2年度8月実施ヒヤリング内容（病院 看護管理者宛）
- 資料 21 令和2年度8月実施ヒヤリング内容（訪問看護ステーション 看護管理者宛）
- 資料 22 令和2年度8月実施ヒヤリング内容（統括保健師宛）
- 資料 23 令和2年度8月実施ヒヤリング結果（病院 看護管理者）
- 資料 24 令和2年度8月実施ヒヤリング結果（訪問看護ステーション 看護管理者）
- 資料 25 令和2年度8月実施ヒヤリング結果（統括保健師宛）

【大学等の設置の趣旨・必要性】

(是正事項) 山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻 (D)

1. <養成する人材像が不明確>

養成する人材像として「高度看護実践者」が示されているが、どのような人材か不明確なので、具体的に説明すること。

(対応)

本博士後期課程で養成する人材像としての「高度看護実践者」とは、臨床現場で活躍する看護職のみならず、看護実践現場に還元できる研究を行える研究者、実践力と研究力をもって看護職の育成に当たる教育者を指しています。

山梨県は少子高齢化が国より速いペースで進んでおり、県民が安心して暮らし続けられるための医療提供体制づくりの推進を図っています(第7次山梨県地域保健医療計画資料15)。地域医療構想を踏まえ短期間での必要な医療の提供、安定した在宅への移行・継続、地域格差の是正等、山梨県の課題に対し、役割を発揮できる看護職が求められています。

本学博士前期課程は、高度な看護実践力の修得を主軸の目標に置き人材育成を行っています。今回、博士後期課程を設置することで、看護実践現場に存在する課題や問題を研究によって解明しその成果を現場に還元できることや、新たな看護ケアの開発及び地域包括ケアシステムの改革を推進できる能力を持った人材育成を行いたいと考えています。また、深刻な山梨県内の看護系教育機関の教員不足にも対応するために、看護実践力と研究力を基盤にした看護学教育者・研究者の育成も考えております。(資料16)

博士後期課程の教育目標には高度看護実践者として①看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力の育成 ②看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力の育成 ③高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる能力の育成 をあげています。

山梨県の持つ課題を鑑み、本学博士後期課程で養成したい「高度看護実践者」の具体的な人材像は、①看護実践現場で活躍する高度専門職業人、具体的には、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施でき現場に還元し、変革を主導できる能力をもった医療機関で働く看護師・助産師、訪問看護ステーションで働く看護師、行政で働く保健師などの実践現場のリーダー ②大学等研究機関で活躍する看護学研究者、具体的には、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を持ち、研究成果を実践現場の看護職とともに現場に還元できる能力を持った大学等で働く研究者 ③看護系教育機関で活躍する看護学教育者、具体的には、高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる能力

を持った看護系教育機関で活躍する教員です。これらを 1 設置の趣旨及び必要性 (1) 設置の趣旨 に追記・修正をいたしました。

(新旧対照表)設置趣旨を記載した書類 (1 - 2 ページ)

新	旧
<p>1 設置の趣旨及び必要性</p> <p>(1) 設置の趣旨</p> <p>山梨県立大学は、山梨県を設置主体として、「グローバルな知の拠点となる大学」「未来の実践的な担い手を育てる大学」「地域に開かれ地域と向き合う大学」を建学の理念とし、<u>山梨県の地域課題を地域と協働して解決し県の発展に寄与することを目指して</u>、平成 17 年に山梨県立看護大学と山梨県立短期大学が合併して設立された。学部・大学院研究科の構成は、国際政策学部、人間福祉学部、看護学部、大学院看護学研究科（修士課程）となっている。看護学部は昭和 28 年度に設立された山梨県立高等看護学院、平成 7 年度に開校した山梨県立看護短期大学、平成 10 年度開学の山梨県立看護大学を経て、平成 17 年度に山梨県立大学看護学部となった。山梨県立看護大学であった平成 14 年 4 月には、山梨県民の保健・医療・福祉の発展に寄与できる高度専門職業人、看護学教育者および看護学研究者等の人材の育成を目的に、大学院看護学研究科修士課程を設置し、現在 12 の研究コースと 4 の専門看護師コースを開設している。いずれの看護学の専門分野も山梨県内・外から広く大学院生を受け入れており、開設以来今日に至るまでに 115 名の修了生を輩出し、各地域の保健医療機関や教育機関で自らの専門能力を活かして主体的に看護の実践活動や教育活動に取り組んでいる。</p> <p>現在、わが国においては、2025 年の少子超高齢化、多死社会の到来を見据えた社会保障</p>	<p>1 設置の趣旨及び必要性</p> <p>(1) 設置の趣旨</p> <p>山梨県立大学は、山梨県を設置主体として、「グローバルな知の拠点となる大学」「未来の実践的な担い手を育てる大学」「地域に開かれ地域と向き合う大学」を建学の理念とし、平成 17 年に山梨県立看護大学と山梨県立短期大学が合併して設立された。学部・大学院研究科の構成は、国際政策学部、人間福祉学部、看護学部、大学院看護学研究科（修士課程）となっている。看護学部は昭和 28 年度に設立された山梨県立高等看護学院、平成 7 年度に開校した山梨県立看護短期大学、平成 10 年度開学の山梨県立看護大学を経て、平成 17 年度に山梨県立大学看護学部となった。山梨県立看護大学であった平成 14 年 4 月には、山梨県民の保健・医療・福祉の発展に寄与できる高度専門職業人、看護学教育者および看護学研究者等の人材の育成を目的に、大学院看護学研究科修士課程を設置し、現在 12 の研究コースと 4 の専門看護師コースを開設している。いずれの看護学の専門分野も山梨県内・外から広く大学院生を受け入れており、開設以来今日に至るまでに 115 名の修了生を輩出し、各地域の保健医療機関や教育機関で自らの専門能力を活かして主体的に看護の実践活動や教育活動に取り組んでいる。</p> <p>現在、わが国においては、2025 年の少子超高齢化、多死社会の到来を見据えた社会保障</p>

制度改革が進み、地域を基盤とした地域包括ケアシステムの構築を目指している。山梨県では、医療機能の分化・連携の推進や医療と介護の連携強化によって、人々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための切れ目のない良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制づくりを目指している(第7次山梨県地域保健医療計画 資料15)。県は本計画に則り、地域包括ケアシステムと医療提供体制の強化を推進しているが、高度医療や看護サービス、在宅医療の提供においては深刻な地域偏在や格差などの問題や課題が山積している。

人々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための山梨県の医療提供体制づくりは、生活者の近くに存在して医療と生活をつなぐ役割を担う看護職にとっても取り組むべき課題である。そのため看護職は、保健・医療・福祉の場で生活する人々の健康状態、生活能力や地域が持つケア力および保健・医療や介護・療育のニーズを査定し、他の専門職と連携協働して主体的に看護ケアをマネジメントする役割が求められている。今後ますます少子高齢化が進む現状において、看護に求められる役割はさらに拡大されていくことが予測される。これら社会や県民からの要求に応じていくには、保健・医療・福祉の現場で起こっている多様かつ複雑な課題や問題を看護の視点からの確に捉え分析し、新たな看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を推進していく人材が必要不可欠である。

しかし、看護実践力の修得を目標とした人材の育成を主軸にしている修士課程では、実践現場に存在するこれらの課題・問題を研究によって解明して成果を現場に還元するこ

制度改革が進み、地域を基盤とした地域包括ケアシステムの構築を目指している。山梨県では、医療機能の分化・連携の推進や医療と介護の連携強化によって、人々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための切れ目のない良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制づくりを目指している(第7次山梨県地域保健医療計画)。本計画に則り、地域包括ケアシステムと在宅医療提供体制の強化を推進しているが、高度医療や看護サービス、在宅医療の提供においては深刻な地域偏在や格差などの問題や課題が山積している。

人々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための山梨県の医療提供体制づくりは、生活者の近くに存在して医療と生活をつなぐ役割を担う看護職にとっても取り組むべき課題である。そのため看護職は、保健・医療・福祉のあらゆる場で生活する人々の健康状態、生活能力や地域が持つケア力および保健・医療や介護のニーズを査定し、他の専門職と連携協働して主体的に看護ケアをマネジメントする役割が求められている。今後ますます少子高齢化が進む現状において、看護に求められる役割はさらに拡大されていくことが予測される。これら社会や人々からの要求に応じていくには、保健・医療・福祉の現場で起こっている多様かつ複雑な課題や問題を看護の視点からの確に捉え分析し、新たな看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を推進していく人材が必要不可欠である。

しかし、看護実践力の修得を目標とした人材の育成を主軸にしている修士課程では、実践現場に存在するこれらの課題・問題を研究によって解明して成果を現場に還元するこ

とや、新たな看護ケアの開発及び地域包括ケアシステムの改革を推進する能力の育成までには修了生のアンケート結果からみても至っていない(資料1)。したがって、博士後期課程において、看護実践の知の体系と発展に資する研究を自立して行い、新たな看護ケアの開発及び地域包括ケアシステムの改革の推進に貢献できる高度看護実践者の排出が急務である。

また、看護系教育機関は深刻な教員不足である(資料16)。本学の教員も助手・助教・講師を務めながら、中には専門性を求めて県外の博士後期課程に通っている教員もおり、資質の高い看護教員・研究者の確保は、長年にわたって県内看護系大学・養成教育機関の抱えている深刻な問題である。

このような山梨県の状況を踏まえ、本学博士後期課程で育成したい高度看護実践者とは、
①看護実践現場で活躍する高度専門職業人、具体的には、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施でき現場に還元し、変革を主導できる能力をもった医療機関で働く看護師・助産師、訪問看護ステーションで働く看護師、行政で働く保健師などの実践現場のリーダー
②大学等研究機関で活躍する看護学研究者、具体的には、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を持ち、研究成果を実践現場の看護職とともに現場に還元できる能力を持った大学等で働く研究者
③看護系教育機関で活躍する看護学教育者、具体的には、高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる能力を持った看護系教育機関で活躍する教員である。

とや、新たな看護ケアの開発及び地域包括ケアシステムの改革を推進する能力の育成までには修了生のアンケート結果からみても至っていない(資料1)。したがって、博士後期課程において、看護実践の知の体系と発展に資する研究を自立して行い、新たな看護ケアの開発及び地域包括ケアシステムの改革の推進に貢献できる高度看護実践者の排出が急務である。

(是正事項) 山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻 (D)

2. <学生確保の見通しが不明確>

学生確保の見通しについて、既設の修士課程の定員充足率が 0.85 倍であることや、同課程修了生へのアンケートをみる限り、すぐに大学院への進学を希望する者が少数であることを踏まえると、学生確保を十分に行えるか懸念が残る。このため、地域との連携体制等についてより詳細な分析を加えるなど、客観的な根拠に基づいて学生確保の見通しを具体的に説明すること。

(対応)

学生確保の見通しをつけるため、本学大学院修士課程修了者のうち、メールによるアンケート調査が可能で、博士の学位を取得していない 44 人と、本学看護学部教員で他大学大学院修士課程を修了している 6 人、本学大学院修士課程の在院生 28 人に対し、山梨県立大学大学院博士後期課程の設置の趣旨、専門分野、専門領域の概要、ディプロマ・ポリシーを明記し、具体的に本学大学院博士後期課程での教育がイメージできるように説明しました。

(資料 11) そのうえで、本学大学院博士後期課程への進学希望調査を実施しました(資料 12)。また、学生確保のための地域連携体制を明確にするために、山梨県内で大学院を持たない看護系大学看護学部の責任者と、本学と包括連携協定を締結している地方独立行政法人山梨県立病院機構看護局の看護局長に、山梨県立大学大学院博士後期課程の設置の趣旨、専門分野、専門領域の概要、ディプロマ・ポリシーを明記し、具体的に本学大学院博士後期課程での教育がイメージできるように説明して(資料 13)、ヒヤリングを実施しました(資料 14・15)。

1. 修士課程修了者・在院生への調査結果

本学修士課程修了生 39 人と本学看護学部教員 6 人、在院生 11 人から回答を得ました。博士課程進学希望については、「進学したい」が 11 人(19.6%)で進学希望時期は「1~2年」が 7 人、「できるだけ早く」が 4 人でした。また、「条件が合えば進学したい」は 14 人(25.0%)であり、進学時期は「1~2年」が 1 人、「3~4年」が 10 人、「5年以降」が 1 人、「できるだけ早く」が 1 人、無回答 1 人でした。さらに「将来進学したい」は 3 人(5.4%)で進学時期は「3~4年」が 1 人、「5年以降」が 2 人存在しました。進学理由(複数回答)としては、「高度な専門的知識や能力を身に着きたい」が 25 人(89.3%)、「研究者としての能力を高めたい」が 21 人(75.0%)、「教育者としての能力を高めたい」が 13 人(46.4%)となっています(資料 16)。

2. 大学院を有しない山梨県内の看護系大学看護学部の責任者へのヒヤリング調査

山梨県内の大学院を有しない看護系大学看護学部の責任者からは、「大学の教員には博士の学位取得が必要である。また、大学教員のみならず、実習地の管理者や指導者も博士の学位をもって看護実践力や研究力、教育力を有する必要があると考える。山梨県立大学大学院

看護学研究科と連携して、教員養成を図っていききたい」との回答を得ました（資料 17）。

3. 本学と包括連携協定を締結している地方独立行政法人山梨県立病院機構看護局へのヒヤリング調査結果

包括連携協定を締結している地方独立行政法人山梨県立病院機構看護局の看護局長からは、「院内の看護者自身がキャリアプランを実現できるよう支援するために、キャリアの道とキャリアラダー I～Vを示している。その中には様々な資格との関係だけではなく、大学院博士前期・後期課程修了をキャリアの道の 1 つとして明示することを検討しており、看護者の大学院博士前期課程・後期課程への進学者を支援している」との回答を得ました。（資料 18）。

以上の結果から、大学院博士後期課程へ「進学したい」が 11 人であり、進学時期としては「1～2 年後」が 7 人、「できるだけ早く」が 4 人であり、本学修士課程修了生 8 人、他大学修士課程修了生（本学看護学部教員）3 人が明確に進学意思を示しています。また、「条件が合えば進学したい」が 14 人、「将来的に進学したい」が 3 人いること、さらに大学院を有しない県内看護系大学の教員の博士の学位取得のための本学大学院との連携や、県内病院の看護師の卒後教育に大学院での教育が組み込まれていくことが見込まれるため、本学大学院看護学研究科博士後期課程が開設されたから安定的な学生確保ができる根拠となり得ると考えましたので、その旨を記載しました。

（新旧対照表）学生確保の見通しを記載した書類（1～3 ページ）

新	旧
<p>1. 学生確保の見通し及び申請者としての取り組み状況</p> <p>1) 学生確保の見通し</p> <p>(1) 定員充足の見込み</p> <p>① 山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程への進学希望に関する調査</p> <p>山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程での学生確保の見通しを立てるために、<u>博士の学位を有しない本学大学院修士課程修了生 44 人と他大学大学院修士課程を修了した本学看護学部教員 6 人、本学大学院修士課程在院中の 28 人を対象として、本学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程への進学希望を調査した。調査の依頼文には、山梨県立大学大学院博士後期課程の設置の趣旨、専門分野、専門領域の概要、ディブ</u></p>	<p>1. 学生確保の見通し及び申請者としての取り組み状況</p> <p>1) 学生確保の見通し</p> <p>(1) 定員充足の見込み</p> <p>① 山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程への進学希望に関する調査</p> <p>山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程での学生確保の見通しを立てるために、山梨県内外に居住する本学大学院修了生 109 名のうちの 107 名（2 名住所不明）と、山梨県内の全病院 60 施設、山梨県内の全 27 市町村、および山梨県内の看護系の教育機関 5 施設（専門学校 4 施設、大学院を有しない大学 1 施設）、山梨県訪問看護ステーション協議会に所属している全訪問看護ステーション 44 施設で就業している他大学の大学院</p>

ロマ・ポリシーを明記し、具体的に本学大学院博士後期課程での教育がイメージできるように記載した（資料 11）。本学看護学部教員（本学大学院修士課程修了生と他学大学院修士課程修了生）には、調査用紙を配布し、回収ボックスにて回収した。その他は電子メールで配信し返信を依頼した（資料 12）。調査は、令和 2 年 8 月に実施した。

令和元年 8 月に調査した結果では、本学大学院修士課程修了生 48 人と山梨県内で就業している他大学院修士課程修了生 29 人、合計 77 人から回答を得た。すでに博士の学位を取得しているものが 4 人いた。博士後期課程への進学希望については、「進学したい」が 6 人（7.8%）であり、進学希望時期は「1～2 年」が 2 人、「3～4 年」が 3 人、「5 年以降」が 1 名であった。また、「条件が合えば進学したい」は 21 人であり、進学希望時期は「1～2 年」が 4 人、「3～4 年」が 6 人、「できるだけ早く」が 2 人存在した。さらに「将来進学したい」は本大学院修了者に 2 人おり、そのうちの 1 名は進学希望時期を「できるだけ早く」と回答していた。本大学院修士課程に在籍する学生への調査では、28 人に調査票を配布し、回収箱へ投函する方法によって回答を得た。その結果、19 人（67.9%）の在学生から回答を得た。7 人（36.8%）が博士後期課程への進学希望について「条件が合えば進学したい」、3 人（15.8%）が「将来進学したい」と回答し、進学希望時期については、「1～2 年後」が 1 人、「3～4 年後」が 1 人、「できるだけ早く」が 1 人であった（資料 2）。

今回の調査では、本学修士課程修了生 39 人と本学看護学部教員 6 人、在院生 11 人から回答を得た。

博士課程進学希望については、「進学した

修士課程を修了した看護職者、および本学大学院看護学研究科に在籍している学生を対象として、本学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程への進学希望を調査した。調査票には、山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程を設置予定であることと博士後期課程教育目標を記載した。さらに参考資料としてディプロマ・ポリシーと予定される科目と学修内容を記載し、本大学院博士後期課程で養成する人材像をイメージできるようにした（資料 1）。調査票の配布、回収は郵送とし、令和元年 8 月に調査を実施した。他大学院修士課程修了者の人数把握が困難であったため、各医療機関等に相当数を配布し該当者への配布を依頼した。

その結果、本大学院修士課程修了生 48 人と山梨県内で就業している他大学院修士課程修了生 29 人、合計 77 人から回答を得た。すでに博士の学位を取得しているものが 4 人いた。博士後期課程への進学希望については、「進学したい」が 6 人（7.8%）であり、進学希望時期は「1～2 年」が 2 人、「3～4 年」が 3 人、「5 年以降」が 1 名であった。また、「条件が合えば進学したい」は 21 人であり、進学希望時期は「1～2 年」が 4 人、「3～4 年」が 6 人、「できるだけ早く」が 2 人存在した。さらに「将来進学したい」は本大学院修了者に 2 人おり、そのうちの 1 名は進学希望時期を「できるだけ早く」と回答していた。

本大学院修士課程に在籍する学生への調査では、28 人に調査票を配布し、回収箱へ投函する方法によって回答を得た。その結果、19 人（67.9%）の在学生から回答を得た。7 人（36.8%）が博士後期課程への進学希望について「条件が合えば進学したい」、3 人（15.8%）が「将来進学したい」と回答し、

い」が11人(19.6%)で進学希望時期は「1～2年」が7人、「できるだけ早く」が4人であった。また、「条件が合えば進学したい」は14人(25.0%)であり、進学時期は「1～2年」が1人、「3～4年」が10人、「5年以降」が1人、「できるだけ早く」が1人、無回答1人であった。さらに「将来進学したい」は3人(5.4%)で進学時期は「3～4年」が1人、「5年以降」が2人存在した。進学理由(複数回答)としては、「高度な専門的知識や能力を身に着けたい」が25人(89.3%)、「研究者としての能力を高めたい」が21人(75.0%)、「教育者としての能力を高めたい」が13人(46.4%)となっている。進学希望領域としては、臨床開発看護学領域と地域包括ケア看護学領域が各10人、母子育成看護学領域が2人、「決まっていない」が6人であった(資料16)。

また、山梨県内の大学院を有しない看護系大学看護学部の責任者と包括連携協定を締結している実習病院である山梨県立病院機構の看護局長にも、山梨県立大学大学院博士後期課程の設置の趣旨、専門分野、専門領域の概要、ディプロマ・ポリシーを説明し(資料13)、学生確保のための地域連携体制を明確にするためのヒヤリングを実施した(資料14・15)。山梨県内の大学院を有しない看護系大学からは、「大学の教員には博士の学位取得が必要である。また、大学教員のみならず、実習地の管理者や指導者も博士の学位をもって看護実践力や研究力、教育力を有する必要があると考える。山梨県立大学大学院看護学研究科と連携して、教員養成を図っていきたい」との回答を得た(資料17)。さらに、包括連携協定を締結している実習病院である山梨県立病院機構の看護局では、院内の看

進学希望時期については、「1～2年後」が1人、「3～4年後」が1人、「できるだけ早く」が1人であった(資料2)。

また、現在山梨県内唯一の博士課程である山梨大学医工農学総合教育部博士課程ヒューマンヘルスケア専攻の2015年度から2018年度の入学志願者を見ると、入学定員4人のところ、1～9人と幅はあるが平均4.5人と入学定員を上回っており、博士課程での就学のニーズはあると判断できる。

現時点で「進学したい」が6人、「条件が合えば進学したい」が24人おり、入学希望時期として30人のうち「1～2年」が7人いることから、入学定員である3人を満たすことはできる。博士後期課程への進学希望時期の差はあるものも、修士課程修了生と在学生96人中進学希望は39人(40.6%)となり、山梨県内の他大学の博士課程への志願者状況を併せると、博士後期課程への入学に対するかなりの潜在的ニーズがあることが示されている。山梨県内を中心として本学大学院博士後期課程への将来的な進学希望者に繋がるよう、学生確保に努めていく。

護者自身がキャリアプランを実現できるよう支援するために、キャリアの道とキャリアラダーⅠ～Ⅴを示している。その中には様々な資格との関係だけではなく、大学院博士前期・後期課程修了をキャリアの道の1つとして明示することを検討しており、看護者の大学院博士前期課程・後期課程への進学者を支援している（資料18）。

現時点で、「進学したい」が11人おり、進学希望として「1～2年」か「できるだけ早く」と回答していることから、入学定員で3人を満たすことはできる。また「条件が合えば進学したい」は14人、「将来的に進学したい」が3人となっている。さらに、大学院を持たない山梨県内の看護系大学との教員養成に関する連携体制、実習病院における看護者の大学院博士前期課程・後期課程への進学が卒後教育システムの中に組み込まれていくことは、大学院博士後期課程への将来的な進学者確保にもなっていくため、他大学や関連病院との連携においても、学生確保に努めていく。

② 調査の自由記載欄への記述

自由記載の「本学大学院博士後期課程看護学専攻についての希望・意見」に対する記述は、①専門職としてさらに専門的知識の修得や研究力、教育力の向上のため博士後期課程で学ぶ必要がある、②働きながら学びたいための長期履修制度や夜間・土日開講、環境整備や支援を希望するという2点に集約された。前回の調査では「博士課程へ進学する時の希望」に対する意見は、修士課程修了者、本大学在籍生とともに、①今まで通りに就業しながら学んでいきたい、②就業しながら学ぶことのできるような授業日の設定や長期

② 調査の自由記載欄への記述

自由記載の「博士課程へ進学する時の希望」に対する意見は、修士課程修了者、本大学院在籍生とともに、①今まで通りに就業しながら学んでいきたい、②就業しながら学ぶことのできるような授業日の設定や長期履修制度、経済支援を望むという2点に集約できた。「博士課程への意見」としては、①博士課程で学ぶことは山梨県の看護の質、専門性の向上につながる、②高度実践者としての質向上には博士課程が不可欠の2つの意見に集約できた。

以上の結果から、大学院博士後期課程への

<p>履修制度、経済支援を望むという2点に集約できた。「博士課程への意見」としては、①博士課程で学ぶことは山梨県の看護の質、専門性の向上につながる、②高度実践者としての質向上には博士課程が不可欠の2つの意見に集約でき、<u>内容としては同様であった（資料16）。</u></p> <p><u>以上の結果から、大学院博士後期課程へ「進学したい」が11人であり、進学時期としては「1～2年後」が7人、「できるだけ早く」が4人であり、本学修士課程修了生8人、他大学修士課程修了生（本学看護学部教員）3人が明確に進学意思を示している。また、「条件が合えば進学したい」が14人、「将来的に進学したい」が3人いること、さらに大学院を有しない県内看護系大学の教員の博士の学位取得のための本学大学院との連携や、県内病院の看護師の卒後教育に大学院での教育が組み込まれていくことが見込まれるため、本学大学院看護学研究科博士後期課程が開設されたから安定的な学生確保ができる根拠となり得る。</u></p>	<p>進学希望者は39名存在することが確認できた。進学希望時期には幅があるものの、本大学院修士課程修了者と山梨県内で就業している他大学院の修士課程修了者、本学大学院在学生のうち40%が進学を希望していた。これらの博士後期課程進学希望者のほとんどは山梨県内で就業しており、博士後期課程の進学の際には仕事と学業の両立を望んでいることから、通勤・通学が可能である本学大学院博士後期課程を考えているものと推察される。本大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程が開設されてからの安定的な学生確保ができる根拠となり得る。</p>
---	--

(是正事項) 山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻 (D)

3. <卒業生に対する社会的需要が不明確>

山梨県内の状況を踏まえて本研究科を設置することとしているが、県内の医療機関等に対するアンケート結果では博士学位取得者の地域需要は必ずしも高くない。客観的な根拠に基づいて具体的に説明すること。

(対応)

本学大学院修士課程の修了者が就業している山梨県内の5病院と山梨県看護協会立訪問看護ステーション部の看護責任者、山梨県福祉保健部の山梨県採用の保健師の統括保健師に、山梨県立大学大学院博士後期課程の設置の趣旨、専門分野、専門領域の概要、ディプロマ・ポリシーを明記し、具体的に本学大学院博士後期課程での教育がイメージできるように説明しました(資料19)。そのうえで、病院での博士の学位を持った看護者の必要性や本学大学院博士後期課程への進学者への支援等についてヒヤリング調査を実施し(資料20・21、22)、以下のような回答を得ました(資料23・24・25)。

1. 博士の学位を持った看護者の必要性

「博士の学位を持った看護者が看護実践の役割モデルや教育担当者として後進の教育・指導にあたってもらうことで看護の質向上は図れる。看護研究の指導者としての活用できるので、病院としては必要な人材である」、「看護実践の向上のために、研究的視点から指導・教育ができる博士の学位取得者を必要としている」、「博士の学位を持った指導者が必要である」「訪問看護ステーションには研究能力が高い博士の学位を持った指導者が必要」、「県の保健師には関係者の調整、人材育成等広域的な視野や視点、専門性が必要であることから博士の学位を持った保健師が必要」との回答を得ました。

2. 博士の学位を持った看護者の採用

「積極的に採用したい、採用可能である」、「博士の学位を持った看護者を採用というよりは、現在就業している院内の看護者が博士の学位を取得して継続的に就業して欲しい」、「博士課程への進学も視野に入れてリーダーとして活躍してもらえる人材を得たい」と回答していました。一方課題として「身分保障に関する課題はある」「博士課程修了後のポジションの確保の検討」との回答もありました。

3. 本学大学院博士後期課程への進学を希望した看護職員への支援

すべての関係機関で「支援したい」と回答しました。具体的支援として、「大学院の授業は出張扱いにする」、「年休の調整、休職制度の活用」、「修学資金の付与」をあげていました。また、「学位取得を給与に反映させることの検討をしている」ことも回答されていました。

4. 本学大学院博士後期課程看護学専攻に関する意見・希望

「これからは、大学院の修士課程や博士課程を修了した看護師が臨床現場で活躍していく時代になってくる」、「博士の学位を持った看護師が地域でも活躍できれば県内の看護の質向上につながる」、「大学院博士前期課程・後期課程を卒後教育に活用していきたい」、「修士や博士の学位を持った看護のリーダーが必要であり、支援を大学と連携していきたい」「遠隔授業等も検討してほしい」「山梨県立大学と連携協定があるため、積極的に大学院への進学を進めたい」との回答がありました。

以上のことから、博士の学位を持った看護師には、看護実践のモデルとしての活躍や教育担当者としての教育指導、さらには多職種連携におけるマネジメントができるリーダーとしての役割が期待されており、博士の学位を持った看護師の必要性が強調されていました。ヒヤリングの結果から、本学大学院博士後期課程修了生に対する地域の期待は大きく、地域需要があると判断しましたので、その旨を記載しました。

(新旧対照表)学生確保の見通し等を記載した書類 (5 - 7 ページ)

新	旧
<p>2. 人材需要の動向等の社会の要請</p> <p>2) 上記1) が社会的、地域的な人材需要の動向を踏まえたものであることの客観的根拠</p> <p>(2) 地域のニーズ</p> <p>① 山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程設置に対する関係機関への調査</p> <p><u>山梨県内で本学大学院看護学研究科修士課程修了者が就業している5病院の看護責任者と山梨県看護協会立訪問看護ステーション部の責任者、山梨県福祉保健部の山梨県採用の保健師の統括保健師を対象として、山梨県立大学大学院博士後期課程の設置の趣旨、専門分野、専門領域の概要、ディプロマ・ポリシーを明記し、具体的に本学大学院博士後期課程での教育がイメージできるように説明したうえで(資料19)、山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程修了者の必要性等をヒヤリング調査した(資料20・21・</u></p>	<p>2. 人材需要の動向等の社会の要請</p> <p>2) 上記1) が社会的、地域的な人材需要の動向を踏まえたものであることの客観的根拠</p> <p>(2) 地域のニーズ</p> <p>① 山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程設置に対する関係機関への調査</p> <p>山梨県内の全病院60施設の責任者と山梨県内の全27市町村の保健師の責任者、山梨県と5つの看護の教育機関(専門学校4施設、大学院を有しない大学1施設)及び山梨県訪問看護ステーション協議会に所属している全訪問看護ステーション44施設の各看護管理者を対象として、山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程の設置の必要性等を調査した。調査は令和元年8月に実施した(資料5)。その結果、78施設(56.9%)から回答があった。自施設において博士学位取得者が「非常に必要」と回答したのは4施設</p>

22)。調査は、令和2年8月に実施した。

令和元年8月に実施した調査では、山梨県内の全病院60施設の責任者と山梨県内の全27市町村の保健師の責任者、山梨県と5つの看護の教育機関（専門学校4施設、大学院を有しない大学1施設）及び山梨県訪問看護ステーション協議会に所属している全訪問看護ステーション44施設の各看護管理者を対象として、山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程の設置の必要性等を調査した。調査は令和元年8月に実施した（資料5）。その結果、78施設（56.9%）から回答があった。自施設において博士学位取得者が「非常に必要」と回答したのは4施設（5.1%）、「将来必要」が24施設（30.8%）であり、合計28施設（35.9%）で必要性があると考えていた。「どちらともいえない」は36施設（46.2%）あり、「必要ない」は11施設（14.1%）であった。また、博士学位取得者を「採用したい」は17施設（21.8%）、「将来採用したい」は18施設（23.1%）と、35施設（44.9%）が採用したいと考えていた。

今回の調査においては、5病院の看護責任者と山梨県看護協会立訪問看護ステーション部、山梨県福祉保健部の山梨県採用の保健師の統括保健師から回答を得た（資料23・24・25）。

博士の学位を持った看護者の必要性について、「博士の学位を持った看護者が看護実践の役割モデルや教育担当者として後進の教育・指導にあたってもらうことで看護の質向上は図れる。看護研究の指導者としての活用できるので、病院としては必要な人材である」、「看護者のキャリアアップのために進学をさせていきたい」、「看護実践の向上のために、研究的視点から指導・教育ができる博士

設（5.1%）、「将来必要」が24施設（30.8%）であり、合計28施設（35.9%）で必要性があると考えていた。「どちらともいえない」は36施設（46.2%）あり、「必要ない」は11施設（14.1%）であった。また、博士学位取得者を「採用したい」は17施設（21.8%）、「将来採用したい」は18施設（23.1%）と、35施設（44.9%）が採用したいと考えていた。また自施設における修士の学位取得者は、0人が51施設（65.4%）、1～5人未満が22施設（28.2%）、5～10人未満が2施設（2.6%）、10人以上が1施設（1.3%）であった。博士学位取得者は、0人が73施設（93.6%）、1～2人が3施設（3.8%）であった。進学者への支援では、「支援する」「希望すれば支援する」が50施設（64.1%）であり、その内容は、「勤務上の配慮」41施設（52.6%）、「休職活用」20施設（25.6%）等、多くの施設の責任者が、博士後期課程進学者に対して支援したいという意味を表明していた。自由記載としては、就業と学業の両立ができるカリキュラムや時間調整を望む声が多かった（資料6）。

以上のように、病院、保健医療行政機関、教育機関、訪問ステーションの管理者の4割以上で博士学位取得者を採用したいと考えていた。しかし、実際には修士、博士の学位を取得している看護職者が少なく、本学大学院博士後期課程での人材育成への期待は大きいと判断できる。

の学位取得者を必要としている」、「博士の学位を持った指導者が必要である」、「訪問看護ステーションには研究能力が高い博士の学位を持った指導者が必要」、「県の保健師には関係者の調整、人材育成等広域的な視野や視点、専門性が必要であることから博士の学位を持った保健師が必要」と各関係機関ともに博士の学位を持った看護者の必要性について回答していた。また、博士の学位を持った看護者の採用については、「積極的に採用したい、採用可能である」、「博士の学位を持った看護者を採用というよりは、現在就業している院内の看護者が博士の学位を取得して継続的に就業してってもらいたい」、「博士課程への進学も視野に入れてリーダーとして活躍してもらえる人材を得たい」としている。しかし、「身分保障に関する課題はある」、「博士課程修了後のポジションの確保の検討」との回答もあった。本学大学院博士後期課程への進学を希望した看護職員への支援については、すべての関係機関で「支援したい」と回答した。具体的支援として、「大学院の授業は出張扱いにする」、「年休の調整、休職制度の活用」、「修学資金の付与」をあげている。「学位取得を給与に反映させることの検討をしている」ことも回答されていた。その他、山梨県立大学大学院博士後期課程へ意見・希望として、「これからは、大学院の修士課程や博士課程を修了した看護者が臨床現場で活躍していく時代になってくる」、「博士の学位を持った看護者が地域でも活躍できれば県内の看護の質向上につながる」、「大学院博士前期課程・後期課程を卒後教育に活用していきたい」、「修士や博士の学位を持った看護のリーダーが必要であり、支援を大学と連携していきたい」、「遠隔授業等も検討して

<p>ほしい」、「山梨県立大学と連携協定があるため、積極的に大学院への進学を進めたい」との回答があった。以上から、5病院や訪問看護ステーション部の看護責任者と山梨県福祉保健部の統括保健師からは、博士の学位を持った看護者の必要性が回答されており、「博士の学位取得者を採用したい」、あるいは「自施設の看護者の進学を支援して、看護者の指導・教育や看護実践の質向上を目指したい」と考えており、進学への支援体制を取っていた。これらのことから、本学大学院博士後期課程における人材育成に対する期待は大きいと判断できる。</p>	
--	--

(改善事項) 山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻 (D)

4. <入試選抜の評価が不明確>

入試選抜方法について、筆記試験と口述試験で実施することとなっているが、判定基準や評価の割合の記載がないので、具体的に記載すること。

(対応)

入試選抜方法における筆記試験と口述試験の実施について、判定基準や評価の割合の記載がないとのご指摘に対し、設置の趣旨を記載した書類の「9 入学者選抜の概要」に以下の内容を追記させていただきました。

(6) 入学者選抜の方法 ① アドミッションポリシーにあげた学生を選抜するための入学選抜の基本方針 ウおよびエでは学力検査(専門試験・外国語)を(専門試験・英語)と科目名を明記し、外国語の試験が英語であることを明記しました。また、② 選抜方法では、各選抜試験の評点を学力検査 100 点(専門試験 50 点、英語 50 点)、口述試験 100 点、提出書類(修士論文および研究計画書)100 点と明記しました。また評価はしませんが、面接の参考資料として、個人調書(受験者の学歴、職歴、職務上の実績、教育・研究活動の実績等)の提出を求めることにいたしました。

また学力検査(専門試験・英語)は、看護学の専門分野に関する筆記試験と英文読解とします。また面接(口述試験)は、受験者の希望する研究分野に関する理論・知識や、修士論文に関わる研究活動と今後の研究計画の内容、実務経験に基づく看護実践活動と研究の内容及び発展性等について質疑応答を行います。さらに提出書類(修士論文および研究計画書、個人調書)は、修士論文および研究計画書の内容を確認します。これらの学力検査、面接、提出書類の内容について、4つのアドミッションポリシー(① 看護実践や保健医療の改革を志向し、論理的思考と柔軟な発想力を有している。② 基礎的な研究能力を有し、自立して研究に取り組む意欲を有している。③ 質の高い看護実践者、看護教育者を強く志望しており、博士後期課程における学修の基盤となる専門知識・技術ならびに看護指導力を有している。④ 看護学の発展に必要な学際的な交流ができるコミュニケーション力や関係構築力を有している。)に基づき多角的・総合的に評価することを追加しました。

また、(6) 入学者選抜の方法 ④ 社会人の受け入れと選抜上の配慮では、社会人として看護の実務経験のある受験者であることを鑑み、面接(口述試験)では、特に個人調書を参考に、受験者の実務経験に基づく看護実践活動と研究の内容及び発展性について確認した上で、アドミッションポリシーの各要素に基づき総合的に評価することを追加し、具体的な記載になるよう修正しました。

(新旧対照表)設置趣旨を記載した書類 (31-32 ページ)

新	旧
<p>9 入学者選抜の概要 (6) 入学者選抜の方法 ① アドミッションポリシーにあげた学生を選抜するための入学選抜の基本方針 (略) ウ 質の高い看護実践者、看護教育者を強く志望しており、博士後期課程における学修の基盤となる高度な専門知識・技術ならびに教育指導力を有しているかについては、学力検査(専門試験・英語)、面接(口述試験)により判定する。 エ 看護学の発展に必要な学際的な交流ができるコミュニケーション力や関係構築力を有しているかについては、学力検査(英語)、面接(口述試験)により判定する。 (略) ② 選抜方法 入学者の選抜は、学力検査(専門試験・英語の筆記試験)、面接(口述試験)および提出書類(修士論文および研究計画書)による総合的判定とする。 <u>選抜方法は学力検査 100 点(専門試験 50 点、英語 50 点)、口述試験 100 点、提出書類 100 点とする。なお、口述試験の参考とするため、個人調書(受験者の学歴、職歴、職務上の実績、教育・研究活動の実績等)の提出を求める。</u> <u>学力検査(専門試験・英語の筆記試験)においては、看護学の専門分野に関する筆記試験と看護学の英文読解の設問により、アドミッションポリシーにある「③ 質の高い看護実践者、看護教育者を強く志望しており、博士後期課程における学修の基盤となる専門</u></p>	<p>9 入学者選抜の概要 (6) 入学者選抜の方法 ① アドミッションポリシーにあげた学生を選抜するための入学選抜の基本方針 (略) ウ 質の高い看護実践者、看護教育者を強く志望しており、博士後期課程における学修の基盤となる高度な専門知識・技術ならびに教育指導力を有しているかについては、学力検査(専門試験・外国語)、面接(口述試験)により判定する。 エ 看護学の発展に必要な学際的な交流ができるコミュニケーション力や関係構築力を有しているかについては、学力検査(外国語)、面接(口述試験)により判定する。 (略) ② 選抜方法 入学者の選抜は、学力検査(専門・外国語の筆記試験)、面接(口述試験)および提出書類(修士論文および研究計画書)による総合的判定とする。</p>

知識・技術ならびに看護指導力を有している。④ 看護学の発展に必要な学際的な交流ができるコミュニケーション力や関係構築力を有している。」の看護学に関連する基礎的な研究能力等を評価する。

面接（口述試験）は、受験者の希望する研究分野に関する理論・知識や、修士論文に関わる研究活動と今後の研究計画の内容、個人調書を参考に、実務経験に基づく看護実践活動と研究の内容及び発展性等について質疑応答を行う。

提出書類（修士論文および研究計画書）は、修士論文および研究計画書の内容を確認する。また面接ならびに提出書類の確認により、アドミッションポリシーの「① 看護実践や保健医療の改革を志向し、論理的思考と柔軟な発想力を有している。② 基礎的な研究能力を有し、自立して研究に取り組む意欲を有している。③ 質の高い看護実践者、看護教育者を強く志望しており、博士後期課程における学修の基盤となる専門知識・技術ならびに看護指導力を有している。④ 看護学の発展に必要な学際的な交流ができるコミュニケーション力や関係構築力を有している。」に基づき多角的・総合的に評価する。

(略)

④ 社会人の受け入れと選抜上の配慮

これまで本学大学院修士課程の受験生の9割は社会人選抜で受験している上に、在学中も7割の学生は保健医療機関や教育機関に所属しながら就学している。修士課程修了者の多くは所属していた保健医療機関や教育機関等で活躍している中、より高度な知識や研究能力を修得したいという動機から博士後期課程への進学を希望しており、修士課程と同様に社会人入学者が多くなると予測で

(略)

④ 社会人の受け入れと選抜上の配慮

これまで本学大学院修士課程の受験生の9割は社会人選抜で受験している上に、在学中7割は保健医療機関や教育機関に所属しながら就学している。修士課程修了者の多くは所属していた保健医療機関や教育機関等、より高度な知識や研究能力を修得したいという動機から博士後期課程への進学を希望しており、修士課程と同様に社会人入学者が多く

<p>きる。<u>そのため、社会人として実務経験のある受験者の面接（口述試験）では、特に個人調書を参考に、受験者の実務経験に基づく看護実践活動と研究の内容及び発展性について確認した上で、アドミッションポリシーの各要素に基づき総合的に評価する。</u></p>	<p>なると予測できる。</p>
---	------------------

【教育課程等】

(是正事項) 山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻 (D)

5. <教育課程の編成方針とディプロマ・ポリシーとの関係が不明確>

専門分野についてはあらゆる人々のニーズに対応できる人材を養成するため、「広域実践看護学分野」のみで構成するとされているが、授業科目は臨床開発看護学、地域包括ケア看護学、母子育成看護学の3領域で構成されており、網羅的に対応しているか不明確である。また、「広域実践看護学分野」の設定とディプロマ・ポリシーの関係も不明確であるので、それらについて具体的に説明すること。

(対応)

1. 「広域実践看護学分野」の設定について

「広域実践看護学分野」としたのは、本学博士後期課程は、看護実践の探究を修学の中心に置き、看護実践現場や研究・教育機関から現場の変革を主導できる高度看護実践者の育成をねらいとしています。広域実践看護学分野の広域とは、山梨県の保健・医療・福祉施策や制度の動向を見据え、人々のQOL向上に寄与できる看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を視野に入れ、複数の看護専門領域にわたる広域的な視座から看護実践を探究することを考え、命名しています。そのため、「広域」があらゆる人々のニーズに対応できる人材を養成するために表現したのではないため、複数の看護専門領域にわたる広域的な視座であることの表現に修正いたしました。

山梨県は、国よりも速いペースで進んでいる少子高齢化のなかで、地域包括ケアシステム及び地域医療構想の趣旨を踏まえ、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される体制の構築(第7次山梨県地域保健医療計画 資料15)を掲げています。医療の分化・連携の推進、医療と介護の連携の強化、小児を含む多様化する医療ニーズへの対応という県の課題解決に向けた看護ニーズがあげられます。

山梨県が持つ看護ニーズに対応するための科目として、本学博士後期課程は次の3科目を位置付けました。「臨床開発看護学」は医療機関で短期間に治療をうける急性期・慢性期の患者・家族に対し課題解決のための新たな臨床看護実践方法を探究する科目、また、「地域包括ケア看護学」は、予防的な視点を含み地域で生活する高齢者や療養者・家族に対する地域包括ケアシステムにおける看護実践を探究する科目としました。さらに「母子育成看護学」は、人口減少に歯止めをかけ安心して育児と子どもの健やかな成長を支えるために母子への支援として、生涯を通じた母子とその家族のニーズに対応した看護実践を探究する科目としました。

従って「広域実践看護学分野」は、博士前期課程の看護学分野の各専門領域の専門性を統合し、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向しつつ、複数の看護専門領域にわたる広域的な視座から、看護実践に関する課題や問題の全体像と本質を捉え探究する看

護学の教育研究を行う分野と考えました。つまり、山梨県の課題となっている医療の分化・連携の推進、医療と介護の連携の強化、小児を含む多様化する医療・看護ニーズに応答するために、それぞれが複数の看護専門領域の専門性を統合して配置している「臨床開発看護学」「地域包括ケア看護学」「母子育成看護学」の各科目における看護実践の探究だけでなく、3つの領域を相互に関連させながら学ぶことで、広域的な視座から新たな看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革に向けた実践看護学を創造・発展させることを目指します。(資料 17)。

4 教育課程の編成の考え方及び特色 (1) カリキュラムポリシー(教育課程編成の基本方針)を追記・修正しました。

2. 「広域実践看護学分野」の設定とディプロマ・ポリシーの関係について

本学博士後期課程の「広域実践看護学分野」においては、高度看護実践者として、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力、高度看護実践者として、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力、高度看護実践者として、高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる能力、を修得していることをディプロマ・ポリシーに挙げています。学生が、ディプロマ・ポリシーに挙げる能力を修得するために、5つのカリキュラムポリシーに沿った学修ができるように、共通科目、専門科目、演習科目、研究科目を設定しています。それらの関係は「図 18 ディプロマ・ポリシーと教育課程の編成」に示しました。広域実践看護学分野の基盤となる知識・理解を深めるために、共通科目においては、主にディプロマ・ポリシー1、2の能力を修得します。また、共通科目の知識・理解を基盤に、専門科目において広域実践看護学分野を構成する各科目の学びを深めることで主にディプロマ・ポリシー2、3の能力を修得します。さらに専門科目の学びを深めつつ3つの領域が連携して学ぶ機会を設ける「広域看護学特別演習」において主にディプロマ・ポリシー1の能力を修得します。また広域的な視座から看護実践を探究し博士論文の作成を目指す「看護学特別研究」においては主にディプロマ・ポリシー1、2の能力を修得します。

設置の趣旨 4 教育課程の編成の考え方及び特色 (1) カリキュラムポリシー(教育課程編成の基本方針)のp6①、②、③、④、p7⑤にディプロマ・ポリシーとの関連が不足していたため、追記・修正いたしました。

(新旧対照表)設置趣旨を記載した書類(6-8ページ)

新	旧
4 教育課程の編成の考え方及び特色 (1) カリキュラムポリシー(教育課程編成の基本方針) 本看護学研究科博士後期課程の目的は、	4 教育課程の編成の考え方及び特色 (1) カリキュラムポリシー(教育課程編成の基本方針) 本看護学研究科博士後期課程の目的は、

①高度看護実践者として、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる人材、②高度看護実践者として、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる人材、③高度看護実践者として、高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる人材を育成することである。この目的を達成するために、本看護学研究科博士後期課程の教育目標は、①高度看護実践者として、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力を育成する、②高度看護実践者として、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を育成する、③高度看護実践者として、高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる能力を育成することである。

「広域実践看護学分野」の広域とは、山梨県の保健・医療・福祉施策や制度の動向を見据え、人々の QOL 向上に寄与できる看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を視野に入れ、複数の看護専門領域にわたる広域的な視座から看護実践を探究することを考え命名した。

山梨県は、国よりも速いペースで少子高齢化が進んでいる。山梨県の現況から、地域包括ケアシステム及び地域医療構想を策定し、その趣旨を踏まえ、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される体制の構築(第7次山梨県地域保健医療計画 資料 15)を掲げている。そのなかからは、医療の分化・連携の推進、医療と介護の連携の強化、小児を含む多様化する医療ニーズへの対応とい

①高度看護実践者として、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる人材、②高度看護実践者として、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる人材、③高度看護実践者として、高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる人材を育成することである。この目的を達成するために、本看護学研究科博士後期課程の教育目標は、①高度看護実践者として、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力を育成する、②高度看護実践者として、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を育成する、③高度看護実践者として、高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる能力を育成することである。

本看護学研究科博士前期課程では、専門分野を研究コースとして、基礎看護学・地域看護学・在宅看護学・精神看護学・老年看護学・慢性期看護学・急性期看護学・助産学・小児看護学・感染看護学・がん看護学・看護管理学(認定看護管理者資格認定の教育課程)の12分野、専門看護師コースとして、在宅看護学・慢性期看護学・急性期看護学・感染看護学の4分野を開設している。そのため、博士前期課程の専門分野を統合・深化・発展させ、看護学分野の枠を超え、あらゆる人々のニーズに対応できる看護実践の科学としての看護学への深い学識をもった上で、新たな看護ケアの開発と地域包括ケアシステムの改革ができることを目指し、博士後期課程の専門分野は、「広域実践看護

う県の課題解決に向けた看護ニーズがあげられる。

山梨県が持つ看護ニーズに対応するための科目として、本学博士後期課程は次の3科目を位置付けた。「臨床開発看護学」は医療機関で短期間に治療をうける急性期・慢性期の患者・家族に対し課題解決のための新たな臨床看護実践方法を探究する科目、また、「地域包括ケア看護学」は、予防的な視点を含み地域で生活する高齢者や療養者・家族に対する地域包括ケアシステムにおいて看護実践を探究する科目とした。さらに「母子育成看護学」は、人口減少に歯止めをかけ安心して育児と子どもの健やかな成長を支えるための母子への支援として、生涯を通じた母子とその家族のニーズに対応した看護実践を探究する科目とした。

「広域実践看護学分野」は、博士前期課程の看護学分野の各専門領域の専門性を統合し、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向しつつ、複数の看護専門領域にわたる広域的な視座から、看護実践に関する課題や問題の全体像と本質を捉え探究する看護学の教育研究を行う分野と考える。つまり、山梨県の課題となっている医療の分化・連携の推進、医療と介護の連携の強化、小児を含む多様化する医療・看護ニーズに応答するために、それぞれが複数の看護専門領域の専門性を統合して配置している「臨床開発看護学」「地域包括ケア看護学」「母子育成看護学」の各科目における看護実践の探究だけでなく、3つの領域を相互に連携させながら学ぶことで、広域的な視座から新たな看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革に向けた実践看護学を創造・発展させることを目指し、これら3科目

学分野」の1分野としている。

そこで、学生が前述したディプロマポリシーや教育目標に沿った学修ができるように、以下を本看護学研究科博士後期課程のカリキュラムポリシーとしている。なお、授業科目は、共通科目、専門科目、演習科目、研究科目に分類している。

<p>を「<u>広域実践看護学分野</u>」として位置付けた。なお、<u>構成科目</u>は、<u>共通科目</u>、<u>専門科目</u>、<u>演習科目</u>、<u>研究科目</u>に分類している。</p> <p>①看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革、看護実践の知の体系化の発展に貢献する質の高い看護実践者・看護教育者に必要な基礎的素養を涵養するために、「研究倫理特講」「看護学研究法特論Ⅰ(量的研究)」「看護学研究法特論Ⅱ(質的研究)」を必須の共通科目として設定する。</p> <p>本研究科の<u>ディプロマ・ポリシー</u>として「<u>1.高度看護実践者として、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力を修得している</u>」「<u>2.高度看護実践者として、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を修得している</u>」「<u>3.高度看護実践者として、高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる能力を修得している</u>」をあげている。</p> <p><u>必須の共通科目として、広域実践看護学分野の基盤となる知識・理解を深めるために、主にディプロマ・ポリシー1, 2の能力の修得を目指す。</u></p> <p>②看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革、看護実践の知の体系化に必要な方法を学修するために、「看護政策組織特論」「ケアリング特論」を選択の共通科目として設定する。</p> <p>本研究科の<u>ディプロマ・ポリシー</u>として「<u>1.高度看護実践者として、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力を修得している</u>」「<u>2.高度看護実践者として、看護実践の知</u></p>	<p>①看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革、看護実践の知の体系化の発展に貢献する質の高い看護実践者・看護教育者に必要な基礎的素養を涵養するために、「研究倫理特講」「看護学研究法特論Ⅰ(量的研究)」「看護学研究法特論Ⅱ(質的研究)」を必須の共通科目として設定する。</p> <p>本研究科の教育目標として「高度看護実践者として、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力を育成する」「高度看護実践者として、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を育成する」高度看護実践者として、高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる能力を育成する」をあげている。その基礎的素養を涵養するために「研究倫理特講」「看護学研究法特論Ⅰ(量的研究)」「看護学研究法特論Ⅱ(質的研究)」の授業科目を設定し、必修とした。</p> <p>②看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革、看護実践の知の体系化に必要な方法を学修するために、「看護政策組織特論」「ケアリング特論」を選択の共通科目として設定する。</p> <p>本研究科の教育目標として「高度看護実践者として、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力を育成する」「高度看護実践者として、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究</p>
---	--

の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を修得している」「3. 高度看護実践者として、高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる能力を修得している」をあげている。

選択の共通科目として、広域実践看護学分野の基盤となる方法を深めるために、主にディプロマ・ポリシー2の能力の修得を目指す。

③専門領域の看護実践の基盤となる理論と知識、実践と研究課題、用いられる研究方法について追究し、学位論文への取り組みに導くために、「特講科目」を選択の専門科目とし、「臨床開発看護学特講」「地域包括ケア看護学特講」「母子育成看護学特講」の3科目を設定する。

本研究科のディプロマ・ポリシーとして「1. 高度看護実践者として、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力を修得している」「2. 高度看護実践者として、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を修得している」「3. 高度看護実践者として、高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる能力を修得している」をあげている。「特講科目」では、共通科目の知識・理解を基盤に、専門科目において広域実践看護学分野を構成する各科目の学びを深めることで主にディプロマ・ポリシー2、3の能力の修得を目指す。

を自立して実施できる能力を育成する」をあげている。実践現場で起きている現象を科学的な視点から研究的に探究することで、課題解決のための戦略を持って医療現場や組織・社会を変革していくための基盤となる理論と知識を修得するために「看護政策組織特論」を共通科目として設定し、選択できるようにした。また、看護ケアを開発し、看護実践の知の体系化に導くために看護実践の基盤となる理論と知識を学修するために「ケアリング特論」を共通科目として設定し、選択できるようにした。

③専門領域の看護実践の基盤となる理論と知識、実践と研究課題、用いられる研究方法について追究し、学位論文への取り組みに導くために、「特講科目」を選択の専門科目として設定する。

本研究科の教育目標として「高度看護実践者として、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力を育成する」「高度看護実践者として、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を育成する」をあげている。「広域実践看護学分野」の各専門領域の看護実践の基盤となる理論と知識、実践と研究課題、用いられる研究方法について追究し、学位論文への取り組みに導けるよう「臨床開発看護学特講」「地域包括ケア看護学特講」「母子育成看護学特講」の3科目を専門科目として設定し、選択できるようにした。

<p>④研究課題の学術的「問い」と研究課題の明確化ならびに課題解決のための方法論を探究し、学位論文への取り組みへ導く「特講演習」を必須の専門科目として設定する。</p> <p>本研究科の<u>ディプロマ・ポリシー</u>として「<u>1. 高度看護実践者として、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力を修得している</u>」「<u>2. 高度看護実践者として、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を修得している</u>」「<u>3. 高度看護実践者として、高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる能力を修得している</u>」をあげている。</p> <p><u>専門科目の学びを深めつつ3つの領域が連携して学ぶ機会を設ける「広域実践看護学特別演習」</u>においては、主に<u>ディプロマ・ポリシー 1</u>の能力の修得を目指す。</p> <p>⑤ 人々の QOL 向上に寄与できる看護実践の新規的かつ独創的な研究実施のための研究計画書を作成し学位論文を産出するために、「看護学特別研究」を必須科目として設定する。</p> <p>本研究科の<u>ディプロマ・ポリシー</u>として「<u>1. 高度看護実践者として、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力を修得している</u>」「<u>2. 高度看護実践者として、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を修得している</u>」「<u>3. 高度看護実践者として、高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる能力を修</u></p>	<p>④研究課題の学術的「問い」と研究課題の明確化ならびに課題解決のための方法論を探究し、学位論文への取り組みへ導く「特講演習」を必須の専門科目として設定する。</p> <p>本研究科の教育目標として「高度看護実践者として、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力を育成する」「高度看護実践者として、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を育成する」をあげている。</p> <p>専門領域での学修をもとに、看護実践上の新たな知の体系化や看護ケアの開発と地域包括ケアシステムの改革に向けて、研究課題の学術的「問い」と研究課題の明確化ならびに課題解決のための方法論を探究し、学位論文への取り組みへ導くよう「<u>広域実践看護学特別演習</u>」を演習科目として設定し、必修とした。</p> <p>⑤ 人々の QOL 向上に寄与できる看護実践の新規的かつ独創的な研究実施のための研究計画書を作成し学位論文を産出するために、「看護学特別研究」を必須科目として設定する。</p> <p>本課程において最終的な成果として学位論文を産出することにある。共通科目および専門科目の特講と特講演習による学修成果を深化・発展させて博士論文としての成果を標準修業年限の3年間で達成するには、早期から計画的に取り組む必要があるため、「看護学特別研究」を1～3年・通年の必修科目として設定した。</p>
---	--

得している」をあげている。広域的な視座から看護実践を探究し博士論文の作成を目指す「看護学特別研究」においては主にディプロマ・ポリシー 1、2 の能力の修得を目指す。

標準修業年限の 3 年間で達成するには、早期から計画的に取り組む必要があるため、1～3 年・通年の配当年次に設定した。

(改善事項) 山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻 (D)

6. <授業科目が不明確>

授業科目について、以下の内容が不明確であるため、具体的に説明するか、適切に改めること。(1) 1・2年次に履修する「広域実践看護学演習」について、各年次の担当者や授業内容について記載がなく、シラバスの記載も不明確である。

(2)「臨床開発看護学」について、履修内容からは「臨床看護学」との差異が見受けられず、シラバスの記載も不明確である。

(対応)

(1) 広域実践看護学特別演習について

「広域実践看護学特別演習」は、共通科目ならびに専門領域の「臨床開発看護学特講」「地域包括ケア看護学特講」「母子育成看護学特講」での学修をもとに、看護実践上の新たな知の体系化や看護ケアの開発と地域包括ケアシステムの改革に向けて、研究課題の学術的「問い」と研究課題の明確化ならびに課題解決のための方法論を探究し、学位論文への取り組みへ導くために「特講」科目と連動させて設定しています。また、「広域実践看護学特別演習」は、学生の専門領域における看護実践上の自己の研究課題と研究方法の明確化や看護実践モデル案の検討に留まらず、看護実践モデル案の看護学や看護実践への波及効果ならびに実践的有用性等について他の専門領域の学生や教員と討論することにより、広域実践看護学における専門領域の独自性や発展性の視座を得られる機会になると考えました。そこで、シラバスの【教育方法】に専門領域単独で行う学習形式と複数の専門領域により学修形式が理解できるように具体的に追記いたしました。なお、配当年次については、学生に提示する履修モデルにも記載いたしましたが(p11 資料6)基本の履修は1年次に設定しています。しかし、長期履修生の場合には2年次に履修するため、年次配当を1.2年次に設定いたしました。従いまして、各年次により担当者が異なることはありません。

(新旧対照表)シラバス 広域実践看護学特別演習

新	旧
<p>【教育方法】 <u>第1回は履修学生合同での科目オリエンテーションを行い、第2～10回は各関心領域における看護実践上の自己の研究課題と研究方法を明確にし、看護実践モデル案を検討する。第11～12回は履修学生全員が看護実践モデル案の学術的独自性や創造性、看護学や看護実践への波及効果と有用性につ</u></p>	<p>【教育方法】 プレゼンテーション・討議</p>

<p>いてプレゼンテーションを行い、<u>研究指導教員を含めた授業担当教員全員と学生との発展的な討議を行う。その後、各関心領域で看護実践モデル案を再検討した結果を踏まえ、第15回で合同形式による研究計画立案に向けた具体的な方策とまとめを行う。</u></p>	
---	--

(2) 臨床開発看護学特講について

博士後期課程では、複雑多様化している保健・医療ニーズに対応するため、臨床判断に基づいた看護実践や看護サービス提供システム、多職種によるチームアプローチを担える高度な看護実践能力や予防的な視点や複雑化する課題解決に向けて、新たな戦略を持って地域・病院の看護ケアの開発や地域包括ケアシステムを改革しうる能力の育成を目指しています。そのため、「臨床開発看護学特講」は、臨床看護を提供する医療現場の諸課題の解決に向けた支援方法の検討に留まらず、医療技術の進歩や保健医療施策の動向を捉え、急性期や慢性期に起こる複雑な健康問題を持ち医療を必要とする患者を短期間に在宅療養への移行に繋ぐ臨床看護実践について創造・改革しうる支援方法を多角的・多面的に探究できるようにすることにあります。そこで、臨床看護学との差異が明確にできるように、設置の趣旨 p11 (2) 授業科目の概要 専門科目 ① 臨床開発看護学特講に一部追記・修正を行いました。それに伴いシラバスの【科目の目的】【授業内容】の一部追記を行い、【到達目標】を修正いたしました。

(新旧対照表) 授業科目の概要 臨床開発看護学特講 講義等の内容 (5 ページ)

新	旧
<p>入院期間が短縮されている臨床療養の場において、<u>急性期や慢性期の複雑な健康問題を持ち医療を必要とする患者を短期間に在宅療養の移行に繋ぐ新たな臨床看護の支援方法に関する理論や概念を学際的に探究・分析する。また、医療技術の進歩や保健医療福祉施策の変革等の動向を見据え、急性期や慢性期の患者が短期間の間に医療機関から在宅療養に移行できるための安全・安楽な療養支援、苦痛緩和や早期回復支援、自己管理支援における看護実践上の課題を取り上げ、その課題解決のための新たな看護支援方法に関連する文献クリティークを行う。</u>さらに急性期ならびに慢性期にある患者・家族</p>	<p>入院期間が短縮されている臨床療養の場において、急性や慢性の複雑な健康問題を持ち医療を必要とする患者およびその家族の支援に関する理論や概念を学際的に探究・分析する。また、急性期や慢性期の患者が短期間の間に医療機関から在宅療養に移行できるための安全・安楽な療養支援、苦痛緩和や早期回復支援、自己管理支援における看護実践上の課題を取り上げ、その課題に関連する文献クリティークを行い、急性期ならびに慢性期にある患者・家族のQOLを高めることを志向した新たな臨床看護の看護実践方法の課題を明確にし、研究テーマを導くとともに、課題解決に向けた方法論の検討</p>

<p>の QOL を高めることを志向した新たな臨床看護の看護実践方法の課題を明確にし、研究テーマを導くとともに、課題解決に向けた方法論の検討を行い、新たな臨床看護実践方法について教授する。</p>	<p>を行い、新たな臨床看護実践方法について教授する。</p>
--	---------------------------------

(新旧対照表) シラバス 臨床開発看護学特講

新	旧
<p>【科目の目的】 入院期間が短縮されている臨床療養の場において、急性期や慢性期の複雑な健康問題を持ち医療を必要とする患者を短期間に在宅療養の移行に繋ぐ新たな臨床看護の支援方法に関する理論や概念を学際的に探究・分析する。また、医療技術の進歩や保健医療福祉施策の変革等の動向を見据え、急性期や慢性期の患者が短期間の間に医療機関から在宅療養に移行できるための安全・安楽な療養支援、苦痛緩和や早期回復支援、自己管理支援における看護実践上の課題を取り上げ、その課題解決のための新たな看護支援方法に関連する文献クリティークを行う。 さらに急性期ならびに慢性期にある患者・家族の QOL を高めることを志向した新たな臨床看護の看護実践方法の課題を明確にし、研究テーマを導くとともに、課題解決に向けた方法論の検討を行い、新たな臨床看護実践方法について教授する。</p> <p>【到達目標】 (略) (思考・判断・表現/思考・技能・実践) 3. 自己の研究課題に関連する専門領域の文献クリティークによって、新たな課題を発見することができる。 4. <u>医療技術の進歩や保健医療福祉施策の変革等の動向を見据え、臨床看護の専門領域における患者とその家族のQOLを高めるための創造的な臨床看護実践の</u></p>	<p>【科目の目的】 入院期間が短縮されている臨床療養の場において、急性や慢性の複雑な健康問題を持ち医療を必要とする患者およびその家族の支援に関する理論や概念を学際的に探究・分析する。また、急性期や慢性期の患者が短期間の間に医療機関から在宅療養に移行できるための安全・安楽な療養支援、苦痛緩和や早期回復支援、自己管理支援における看護実践上の課題を取り上げ、その課題に関連する文献クリティークを行い、急性期ならびに慢性期にある患者・家族の QOL を高めることを志向した新たな臨床看護の看護実践方法の課題を明確にし、研究テーマを導くとともに、課題解決に向けた方法論の検討を行い、新たな臨床看護実践方法について教授する。</p> <p>【到達目標】 (略) (思考・判断・表現/思考・技能・実践) 3. 自己の研究課題に関連する専門領域の文献クリティークによって、新たな課題を発見することができる。 4. 臨床看護の専門領域における患者とその家族のQOLを高める看護実践方法を提案できる。</p>

<p>支援方法を提案できる。</p> <p>(態度・志向性)</p> <p>5. 患者・家族の権利を擁護し、より質の高い臨床看護を提供するための新たな看護実践方法の開発に向けた<u>研究課題</u>や方法論を<u>多角的に</u>探究できる。</p>	<p>(態度・志向性)</p> <p>5. 患者・家族の権利を擁護し、より質の高い臨床看護を提供するための新たな看護実践方法の開発に向けた方法論を探究できる。</p>
---	---

(改善事項) 山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻 (D)

7. <博士論文審査要件の趣旨が不明確>

論文審査について、欧文が認められず和文のみになっている理由が不明確であるため、具体的に説明するか、適切に改めること。

(対応)

論文審査につきまして、必ずしも和文のみとは限らないため、予備審査に係わる副論文は和文あるいは英文を1編とし、(4) 博士論文審査の流れ ④博士論文審査 ア 予備審査とイ 本審査の当該箇所を修正いたしました。

(新旧対照表)設置趣旨を記載した書類 (23 ページ)

新	旧
<p>6 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件</p> <p>(4) 博士論文審査の流れ</p> <p>④ 博士論文審査</p> <p>ア 予備審査</p> <p>学生は、博士論文予備審査を受けるために、博士論文予備審査願とともに、完成した博士論文と博士論文要旨ならびに博士論文に関する和文<u>あるいは英文</u>の副論文1編を、研究科長を通じ学長に提出する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 本審査</p> <p>学生は、博士論文本備審査を受けるために、博士論文本審査願とともに、完成した博士論文と博士論文要旨ならびに博士論文に関する学術誌等に印刷掲載された和文<u>あるいは英文</u>の副論文1編を提出する。</p>	<p>6 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件</p> <p>(4) 博士論文審査の流れ</p> <p>④ 博士論文審査</p> <p>ア 予備審査</p> <p>学生は、博士論文予備審査を受けるために、博士論文予備審査願とともに、完成した博士論文と博士論文要旨ならびに博士論文に関する和文の副論文1編を、研究科長を通じ学長に提出する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 本審査</p> <p>学生は、博士論文本備審査を受けるために、博士論文本審査願とともに、完成した博士論文と博士論文要旨ならびに博士論文に関する学術誌等に印刷掲載された和文の副論文1編を提出する。</p>

(改善事項) 山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻 (D)

8. <現職の社会人学生を受け入れるに当たっての対応が不明確>

既設研究科の修士課程の状況を踏まえ、社会人の受入れが多くなる旨記載があるが、そのような場合の遠隔指導や、標準修業年限で修了できない者への指導方法等の配慮について、より具体的に説明すること。

(対応)

多くの学生は、職業を継続している社会人であることが予測されます。博士前期課程と同様に博士後期課程においても、社会人学生に対し、就業しながらでも学び続けられる学習環境を整備し、支援することが重要と考えました。そこで、6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件 に新たに(10)社会人学生に対する支援を項目立てし、下記の事項を追加いたしました。

- ①長期履修制度や科目履修制度を実施する。
- ②授業は平日の昼間帯の開講に加え、社会人学生が働きながら修学できる時間帯を考慮し、夜間帯、土曜日、日曜日および祝日の集中講義、夏期・冬期・春期休暇中の開講が可能な体制をとる。
- ③年度毎に学生の履修要望へ対応できるようカリキュラムを柔軟に設定すると共に、各科目や研究科目の開講時間帯について学生と連絡調整を行い、受講・履修等の便宜を図る。
- ④研究指導の基本は対面とするが、社会人学生が研究指導を受けやすいように、学生の希望を最大限に考慮し、On-line 等による遠隔指導を受けられるように配慮する。
- ⑤授業日や研究指導日は、学生と相談し調整する。
- ⑥職業との両立のため3年間での履修が困難な場合には「山梨県立大学大学院長期履修規程」(資料7)に基づく長期履修制度を活用し、4~6年で修了できるように履修計画を立案する。
- ⑦図書館の開館は、平日9時から午後10時30分(カウンター業務は午後8時)、土曜には午前9時から午後5時までであり、社会人学生の利用に十分対応可能な体制を整えている。
- ⑧研究活動の推進のため、図書館利用の他、自宅等の学外からの電子ジャーナルの閲覧も可能な学習環境を整えている。
- ⑨大学院棟は、カード式セキュリティシステムで出入りを管理しているため、24時間の利用が可能である。
- ⑩博士後期課程の学生専用の大学院生室(共同)を3部屋用意し、専用のPC3台を設置する。学内ではWi-Fiの利用が可能であり、学生が個人のPCを持ち込んだ場合であっても学修と研究活動に支障のない環境が整えられている。

(新旧対照表)設置趣旨を記載した書類 (27 ページ)

新	旧
<p>6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件</p> <p><u>(10) 社会人学生に対する支援</u></p> <p><u>博士前期課程と同様に博士後期課程においても、社会人学生に対し長期履修制度や科目履修制度を実施し、より学びやすい環境を整えることとする。看護実践の場や教育研究機関で活躍している看護職者が、より高い専門知識や技術、研究能力を修得し、その成果を看護実践の場や教育研究機関に還元することは本大学院研究科の重要な役割であり、就業しながらでも学び続けられる学習環境の整備は責務である。</u></p> <p><u>そのため、授業は平日の昼間帯の開講に加え、社会人学生が働きながら修学できる時間帯を考慮し、夜間帯、土曜日、日曜日および祝日の集中講義、夏期・冬期・春期休暇中の開講が可能な体制とする。また、年度毎に学生の履修要望へ対応できるようカリキュラムを柔軟に設定すると共に、各科目や研究科目の開講時間帯について学生と連絡調整を行い、受講・履修等の便宜を図る。その他、研究指導の基本は対面とするが、社会人学生が研究指導を受けやすいように、学生の希望を最大限に考慮し、On-line 等による遠隔指導を受けられるように配慮する。</u></p> <p><u>授業日や研究指導日については、学生と相談しながら調整するが、職業との両立のため3年間での履修が困難な場合には「山梨県立大学大学院長期履修規程」(資料7)に基づく長期履修制度を活用し、4~6年で修了できるよう履修計画を立案する。長期履修については、入学時に申請する。</u></p> <p><u>図書館については、平日9時から午後10時</u></p>	<p>6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件</p>

30分（カウンター業務は午後8時）、土曜には午前9時から午後5時まで開館しており、社会人学生の利用にも十分対応可能な体制が整えられている。また、研究活動の推進のため、図書館利用だけでなく、自宅等の学外からの電子ジャーナルの閲覧も可能な学習環境を整えている。大学院棟の利用についても、カード式セキュリティシステムで出入りを管理していることから、24時間の利用が可能である。博士後期課程の学生のための専用の大学院生室(共同)を3部屋用意し、専用のPC3台を設置する。なお、学内ではWi-Fiの利用が可能であり、学生が個人のPCを持ち込んだ場合であっても学修と研究活動に支障のない環境が整えられている。

【教員組織等】

(是正事項) 山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻 (D)

9. <教員組織の将来構想が不明確>

教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

(対応)

ご指摘のあった「教育研究の継続性」を踏まえ、若手教員の採用計画などの教員組織の将来構想について、特任教員制度、若手教員の補充、教員育成の観点から補足の説明を行うことといたします。なお、教員職位別年齢構成は、職位別には専任教授 14 名、専任准教授 6 名である。それぞれの完成年度時の年齢構成については、教授が 50 歳代 2 名、60 歳代 11 名、70 歳代 1 名、准教授が 40 歳代 1 名、50 歳代 3 名、60 歳代 2 名であり、全体の年齢と職位のバランスをとっています (表 2)。

専任教員における学位の保有状況は、専任教員 20 名中 18 名が博士の学位を有し、2 名は現在博士課程に在籍し学位取得に取り組んでいる現状であり、専任教員の学位保有状況は高いと言えます。

1. 特任教員制度

本研究科の開設時において、本学の定年年齢である 65 歳 (資料 4) を超える教員 4 名については、「公立大学法人山梨県立大学特任教員設置規程」(資料 5) に基づき完成年度末までの 3 年を任期として雇用することといたしております。また、完成年度末までの間に定年退職を迎える教員 2 名についても、定年退職後は完成年度末まで特任教員として引き続き雇用することが令和 2 年 3 月 13 日開催の役員会で既に決定されております。なお、特任教員の任期の最長が 5 年であることから、教員組織の年齢構成を適正に維持しつつ、教育・研究水準の維持・向上を目的に研究指導教員を必要数確保するために、完成年度以降も雇用期間を更新することも想定して対応してまいります。ただし、完成年度末に 70 歳以上である者については、更新を行う予定はございません (表 3)。

表 3 【2023 年度 (完成年度) における特任教員の将来計画】

領域	職名・人数	完成年度 (2023 年度) 末の予定
臨床開発看護学	特任教授・1 名	退職 (※)
	特任教授・1 名	更新 (2027 年度まで)
地域包括ケア看護学	特任教授・1 名	退職 (※)
	特任教授・2 名	更新 (2025 年度まで)
	特任教授・1 名	更新 (2026 年度まで)

(※：完成年度末での退職については、同領域にて研究指導が継続できる研究指導
教員・教員組織を担保します)

2. 若手教員の補充

定年退職者の補充については、外部からの公募により 50 歳代以下の若手教員を採用して
行うこととし、年齢構成の若返りと外部人材の受け入れによる教員組織の活性化に努め、教
育研究の継続性を確保してまいります。これを踏まえ、完成年度以降の定年退職者の補充に
ついて、表 4 のとおり教員採用を計画いたしました。

表 4 【完成年度（2023 年度）以降の教員採用計画】

年度（年度末）	定年退職予定者（※）	新規採用予定
2023 年度 （完成年度）末	教授 1 人 （母子育成看護学領域 1 人）	外部から若手教員を補充
2024 年度末	教授 3 人 （臨床開発看護学領域 2 人） （母子育成看護学領域 1 人） 准教授 1 人 （地域包括ケア看護学領域 1 人）	外部から若手教員を補充 外部から若手教員を補充 外部から若手教員を補充
2025 年度末	教授 1 人 （臨床開発看護学領域 1 人） 准教授 1 人 （臨床開発看護学領域 1 人）	外部から若手教員を補充 外部から若手教員を補充
2026 年度末	教授 1 人 （臨床開発看護学領域 1 人）	外部から若手教員を補充
2027 年度末	—	—

(※：研究指導と教育研究の継続性を鑑み、定年退職後も、必要に応じ特任教員として雇用
が可能です。(最長 5 年))

3. 教員育成

また、博士号を取得している 40 歳代、50 歳代の本学教員およびこれから取得する若手教
員については、研究や教育の業績・実績を積み重ね、内部昇任により博士後期課程を担当で
きる教員となるよう、次のような支援を行い育成してまいります。

- ・個人研究費の傾斜配分などによる研究業績の積み上げに向けた動機づけを図ること。
- ・研究の専門性の追求と同時に質の高い研究に取り組む機会を創出するため、研究科共同研
究費を活用した同一領域内及び他領域の経験豊かな教員との共同研究を促進すること。
- ・研究科単独及び学部との共同による FD 活動などにより、博士課程における研究指導方法

に関する知識修得の機会を設けること。

以上を追記・修正いたしました。

(新旧対照表)設置趣旨を記載した書類 (14-16 ページ)

新	旧																																																								
<p>職位別には専任教授 14 名、専任准教授 6 名である。それぞれの完成年度時の年齢構成については、教授が 50 歳代 2 名、60 歳代 11 名、70 歳代 1 名、准教授が 40 歳代 1 名、50 歳代 3 名、60 歳代 2 名であり、全体の年齢と職位のバランスをとっている。(表 2)</p> <p>専任教員における学位の保有状況は、専任教員 20 名中 18 名が博士の学位を有し、2 名は現在博士課程に在籍し学位取得に取り組んでいる現状であり、専任教員の学位保有状況は高い。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">表 2 博士後期課程を担当する専任教員の年齢構成(完成年度末)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>職位</th> <th>49 歳以下</th> <th>50～59 歳</th> <th>60～64 歳</th> <th>65～69 歳</th> <th>70 歳以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教授</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>准教授</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>本研究科の開設時において、<u>本学の定年年齢である 65 歳(資料 4)を超える教員 4 名については、「公立大学法人山梨県立大学特任教員設置規程」(資料 5)に基づき完成年度末までの 3 年を任期として雇用することとしている。また、完成年度末までの間に定年退職を迎える教員 2 名についても、定年退職後は完成年度末まで特任教員として引き続き雇用することが令和 2 年 3 月 13 日開催の役員会で既に決定済みである。なお、特任教員の任期の最長が通算 5 年であることから、教員組織の年齢構成を適正に維持しつつ、教育・研究水準の維持・向上を目的に研究指導教員の必要数確保するために、完成年度以降も雇用期間を更新することも想定するが、完</u></p>	職位	49 歳以下	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上	合計	教授	0	2	5	6	1	14	准教授	1	3	2	0	0	7	合計	1	5	7	6	1	20	<p>職位別には専任教授 14 名、専任准教授 7 名である。それぞれの完成年度時の年齢構成については、教授が 50 歳代 2 名、60 歳代 11 名、70 歳代 1 名、准教授が 40 歳代 1 名、50 歳代 4 名、60 歳代 2 名であり、全体の年齢と職位のバランスをとっている。(表 2)</p> <p>専任教員における学位の保有状況は、専任教員 21 名中 18 名が博士の学位を有し、3 名は現在博士課程に在籍し学位取得に取り組んでいる現状であり、専任教員の学位保有状況は高い。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">表 2 博士後期課程を担当する専任教員の年齢構成(完成年度時)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>職位</th> <th>49 歳以下</th> <th>50～59 歳</th> <th>60～64 歳</th> <th>65～69 歳</th> <th>70 歳以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教授</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>准教授</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、<u>本学教員の定年は満 65 歳である(資料 4)が、開設時に定年を超えている教員 3 名ならびに 65 歳以上の教員を採用する場合は、「公立大学法人山梨県立大学特任教員設置規程」(資料 5)により、3 年の任期を定めて採用し、1 回に限り 2 年まで延長することができるようになっている。これらにより、完成年度まで博士論文の研究指導にかかわることができる専任教員の確保を可能にしている。</u>完成年度以降も教育研究の継続性を担保するため、教員配置の将来構想を以下のように計画する。本課程の完成年次である令和 5 年度末までに、本学教員の定年規程(65 歳)を超える教員は、専任教員 21 名中 3 名である。定</p>	職位	49 歳以下	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上	合計	教授	0	2	4	7	1	14	准教授	1	4	2	0	0	7	合計	1	6	6	7	1	21
職位	49 歳以下	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上	合計																																																			
教授	0	2	5	6	1	14																																																			
准教授	1	3	2	0	0	7																																																			
合計	1	5	7	6	1	20																																																			
職位	49 歳以下	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上	合計																																																			
教授	0	2	4	7	1	14																																																			
准教授	1	4	2	0	0	7																																																			
合計	1	6	6	7	1	21																																																			

成年度末に 70 歳以上である者については更新を行わないこととする (表 3)。

表 3 【2023 年度 (完成年度) における特任教員の将来計画】

領域	職名・人数	完成年度 (2023 年度) 末の予定
臨床開発看護学	特任教授・1名	退職 (※)
	特任教授・1名	更新 (2027 年度まで)
地域包括ケア看護学	特任教授・1名	退職 (※)
	特任教授・2名	更新 (2025 年度まで)
	特任教授・1名	更新 (2026 年度まで)

(※: 完成年度末での退職については、同領域にて研究指導が継続できる研究指導教員・教員組織を担保します)

定年退職者の補充は外部から公募により 50 歳代以下の若手教員を採用して行うこととし、年齢構成の若返りと外部人材の受け入れによる教員組織の活性化に努め、教育研究の継続性を確保する。この考えを踏まえ、完成年度以降の定年退職者の補充について、表 4 のとおり計画している。

表 4 【完成年度 (2023 年度) 以降の教員採用計画】

年度 (年度末)	定年退職予定者	新規採用予定
2023 年度 (完成年度) 末	教授 1 人 (母子育成看護学領域 1 人)	外部から若手教員を補充
2024 年度末	教授 3 人 (臨床開発看護学領域 2 人) (母子育成看護学領域 1 人) 准教授 1 人 (地域包括ケア看護学領域 1 人)	外部から若手教員を補充 外部から若手教員を補充 外部から若手教員を補充
2025 年度末	教授 1 人 (臨床開発看護学領域 1 人) 准教授 1 人 (臨床開発看護学領域 1 人)	外部から若手教員を補充 外部から若手教員を補充
2026 年度末	教授 1 人 (臨床開発看護学領域 1 人)	外部から若手教員を補充
2027 年度末	=	=

(※: 研究指導と教育研究の継続性を保ち、定年退職後も、必要に応じ特任教員として雇用が可能です。(最長 5 年))

また、博士号を取得している 40 歳代、50 歳代の本学教員およびこれから取得する若手教員については、研究や教育の業績・実績を積み重ね、内部昇任により博士後期課程を担当できる教員となるよう、次のような支援を行う。

- ・個人研究費の傾斜配分などによる研究業績の積み上げに向けた動機づけを図る。
- ・研究の専門性の追求と同時に質の高い研究に取り組む機会を創出するため、研究科共同研究費を活用した同一領域内および他領域の経験豊かな教員との共同研究を促進する。

年退職時期の決定している 3 名については、退職と同時に若手教員 (採用する場合は 60 歳以下の教員を想定) を補充し、教員組織の年齢構成の適正化を図る予定である。それ以外の教員については、完成年次の令和 5 年度末以降、順次後任の若手教員を配置し、教育研究体制を維持しつつ、学生の不利益にならないように年齢構成の適正化を図る。教員の交代時には、退職する教員と新たに博士後期課程を担当する教員との間に教育研究の断絶が発生しないように、適切な対応措置を講じる。

大学院看護学研究科博士後期課程の完成年度時に、大学院教育を担当していない専任教員の年齢構成は、49 歳以下 7 名、50 歳代 10 名、60 歳代 6 名で (表 3)、博士の学位を取得している教員は 23 名中 9 名、12 名は修士の学位を取得しておりうち 2 名はすでに現在博士課程に在籍している。大学院教育を担当していない若手教員に対しては、学位取得、研究業績、大学院の教育研究指導業績を積むことができるキャリア形成を積極的に支援する体制を構築する。

表 3 博士後期課程を担当する専任教員以外の専任教員の年齢構成 (完成年度時)

職位	49 歳以下	50~59 歳	60~64 歳	65~69 歳	70 歳以上	合計
教授	0	1	1	2	0	4
准教授	1	1	1	0	0	3
講師	3	5	1	0	0	9
助教	3	1	1	0	0	5
助手	0	2	0	0	0	2
合計	7	10	4	2	0	23

<p>・<u>研究科単独及び学部との共同によるFD活動</u> <u>などにより、博士後期課程における研究指</u> <u>導方法に関する知識修得の機会を設ける。</u></p>	
---	--

別添追加資料

【設置の趣旨等を記載した書類 資料】

- 資料 15 第7次山梨県地域保健医療計画の概要
- 資料 16 看護系大学 大学別博士課程 定員数一覧(山梨県・長野県・新潟県)
- 資料 17 博士前期課程(修士課程)と博士後期課程との関連
- 資料 18 ディプロマ・ポリシーと教育課程の編成

I 基本的事項

▶ 計画策定の趣旨

地域包括ケアシステム(※)及び**地域医療構想の趣旨を踏まえ**、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される体制を構築する

※地域包括ケアシステム・・・

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する体制

▶ 計画の位置付け

▶ 計画期間

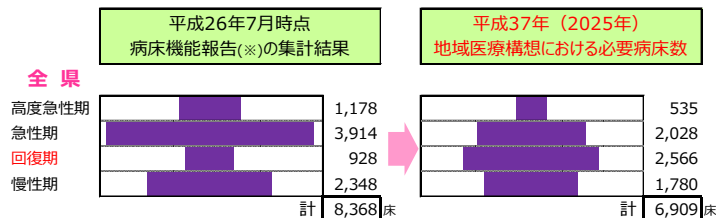
医療法30条の4に基づく、保健医療に関する総合的な計画
H30～35年度（6年間） ※前計画までは5年間
介護分野との連携強化のため、3年目に中間見直しを実施

H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度 (2025年度)
医療計画						医療計画	
介護保険事業(支援)計画			介護保険事業(支援)計画			介護保険事業(支援)計画	
中間見直し(整合性の確保)							

II 医療提供体制の現況・課題

<山梨県地域医療構想>

- ▶ 2025年に向け、医療機能の分化・連携により、不足する機能（特に回復期機能）の強化が必要

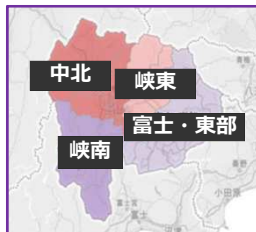


※ 病床機能報告…病院・診療所が毎年、有する病床において担う医療機能の現状等を報告する制度

- ▶ 在宅医療等において生じる**新たなサービス必要量**(2,803人/日)に対し、**在宅医療・介護の連携強化が必要**

<二次医療圏>

- ▶ 前回計画と同様の4医療圏を設定



III 人材の確保と質の向上

- ▶ それぞれの医療従事者の**養成・定着・確保、資質向上を推進**

- ・医師(※1)
- ・管理栄養士・栄養士
- ・歯科医師
- ・PT・OT・ST
- ・薬剤師
- ・歯科衛生士・技工士
- ・看護職員(※2) 等

(※1)H32年度までに医師確保計画(※)を策定する見込みであり、中間見直しの際に修正を予定

(※2)H30年度の看護職員需給計画の策定を受け、今後修正を予定

- ▶ 在宅医療等の分野において、**多職種連携を推進**

IV 5疾病・5事業及び在宅医療の医療提供体制の強化

- ▶ 主要な疾病・重要事業等に対する体制の強化

▽ 5疾病

- ・がん
- ・脳卒中
- ・心筋梗塞等の心血管疾患
- ・糖尿病
- ・精神疾患

▽ 5事業

- ・救急医療
- ・災害医療
- ・へき地医療
- ・周産期医療
- ・小児医療

- ・在宅医療

▽ その他の疾病等

- ・感染症
- ・難病等
- ・アレルギー疾患
- ・歯科保健医療
- ・高齢化に伴い増加する疾患(ロコモティブシンドローム、フレイル等)

V 保健・医療・福祉の総合的な取り組み

- ▶ 県民の自主的な健康づくりを推進。

- ・健康づくり・高齢者保健福祉・障害者保健福祉・母子保健福祉・学校保健・産業保健 等

VI 本計画のポイント

ポイント1：医療機能の分化・連携の推進

<不足する医療機能(回復期機能)の充実に資する取り組み>

- ▶ 地域医療構想調整会議や、医療介護総合確保基金の活用などにより、**医療機関の取り組みを支援**
- ▶ 5疾病のうち、主に生活習慣病(がん・脳卒中・心血管疾患・糖尿病等)に対し、**日常生活への復帰・リハビリテーションの強化・重症化予防**に向けた取り組み等を推進。
- ▶ 高齢化に伴って増加する疾患(ロコモティブシンドローム・フレイルなど)に対応し、**地域リハビリテーションの強化**や、疾病・介護予防を推進。

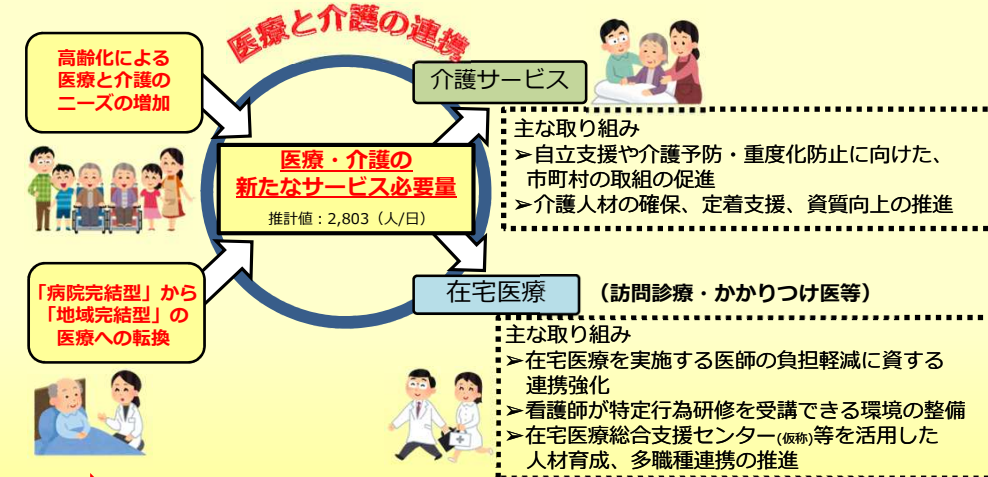


<かかりつけ医等の定着>

- ▶ **かかりつけ医・歯科医・薬局の定着を推進し**、患者や家族の状況に応じた医療の提供、医療機関相互の連携を推進

ポイント2：医療と介護の連携強化

- ▶ 在宅医療等の新たなサービス必要量に対応した、医療と介護の提供体制の強化



▶ **地域包括ケアシステムの深化・推進と、在宅医療提供体制の強化**

ポイント3：多様化する医療ニーズへの対応

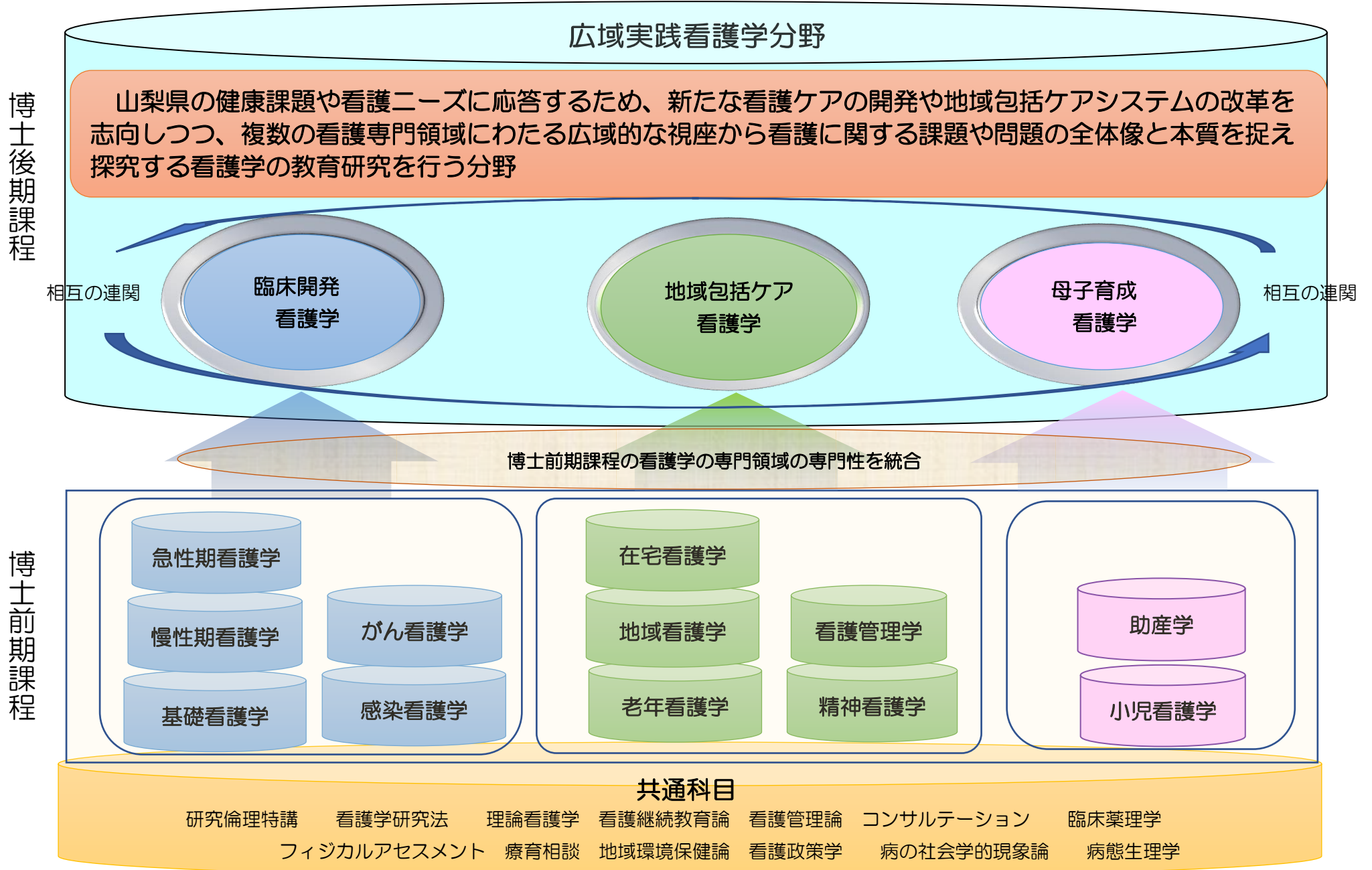
- ▶ 5疾病・5事業等、各医療分野の垣根を越えた切れ目ない医療の提供

【連携強化の例】



看護系大学 大学別博士課程 定員数一覧（山梨県・長野県・新潟県）

NO	所在する 県名	大学名	募集定 員	専攻名
	山梨県		4	
1		山梨大学（国立）	（4）	大学院医工農学総合教育部 博士 課程 ヒューマンヘルスケア学専攻
2		山梨県立大学（公立）	—	* 修士のみ
3		健康科学大学（私立）	—	
	長野県		10	
1		信州大学（国立）	（6）	大学院総合医理工学研究科（博 士課程） 医学系専攻 保健学 分野
2		長野県看護大学（公立）	（4）	看護学研究科看護学専攻 博士 後期課程
3		清泉女学院大学（私立）	—	* 修士のみ
4		佐久大学	—	* 修士のみ
5		長野保健医療大学（私 立）	—	
	新潟県		19	
1		新潟大学（国立）	（6）	新潟大学大学院保健学研究科 看護学分野 博士後期課程
2		新潟県立看護大学（公 立）	（3）	看護学研究科看護学専攻（博士 後期課程）
3		新潟医療福祉大学（私 立）	（10）	大学院医療福祉学専攻 博士後期課程
4		新潟青陵大学（私立）	—	* 修士のみ
5		長岡崇徳大学（私立）	—	



ディプロマ・ポリシーと教育課程の編成

＜想定される高度看護実践者の活躍のイメージ＞

①医療機関、訪問看護ステーション、行政等における看護師・助産師・保健師の実践現場のリーダーとして、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究成果を現場に還元し、変革を主導できる。②看護大学等研究機関における研究者として、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施し、研究成果を実践現場の看護職とともに現場に還元できる。③看護系教育機関の教育者として、高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる。

＜山梨県の地域課題＞

- ・ 少子高齢化の伸長
- ・ 医療提供体制の変革
- ・ 在宅療養者の重症化
- ・ 医療圏格差
- ・ 看護系教員の不足 等



＜県民が安心して暮らし続けられる切れ目ない良質かつ適切な医療提供＞
地域包括ケアシステム・地域医療体制の構築
(第7次山梨県地域保健医療計画)
①医療機関の分化・連携の推進
②医療と介護の連携の強化
③小児を含む多様化する医療ニーズへの対応



・ 保健・医療・福祉の現場で起こっている多様かつ複雑な課題や問題を看護の視点から的確に捉え分析し、新たな看護ケアの開発、地域包括ケアシステムの改革を推進する人材が不可欠

広域実践看護学分野

臨床開発看護学・地域包括ケア看護学・母子育成看護学

5 人々のQOL向上に寄与できる看護実践の新規かつ独創的な研究実施のための研究計画書を作成し学位論文を産出するために「看護学特別研究」を必須科目として設定する。

4 研究課題の学術的「問い」と研究課題の明確化ならびに課題解決のための方法論を探究し、学位論文への取り組みへ導く「特講演習」を必須の専門科目として設定する。

3 専門領域の看護実践の基盤となる理論と知識、実践と研究課題、用いられる研究方法について追究し、学位論文への取り組みに導く「特講科目」を選択の専門科目として設定する。

2 看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革、看護実践の知の体系化に必要な方法を学修するために「看護政策組織特論」「ケアリング特論」を選択の共通科目として設定する。

1 看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革、看護実践の知の体系化の発展に貢献する質の高い看護実践者・看護教育者に必要な基礎的素養を涵養する「研究倫理特講」「看護学研究法特論Ⅰ(量的研究)」「看護学研究法特論Ⅱ(質的研究)」を必須の共通科目として設定する。

看護学特別研究

広域実践看護学特別演習

臨床開発看護学特講
地域包括ケア看護学特講
母子育成看護学特講

看護政策組織特論
ケアリング特論

研究倫理特講
看護学研究法特論Ⅰ
看護学研究特論Ⅱ

1 高度看護実践者として、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力を修得している。

2 高度看護実践者として、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を修得している。

3 高度看護実践者として、高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる能力を修得している。

＜カリキュラム・ポリシー＞

＜構成科目＞

＜ディプロマ・ポリシー＞

別添追加資料

【学生確保の見通し等を記載した書類 資料】

- 資料 11 令和2年度8月実施アンケート依頼文（本学修了生、本学以外の修士課程修了生、本学在院生宛）
- 資料 12 令和2年度8月実施アンケート用紙（本学修了生、本学以外の修士課程修了生、本学在院生宛）
- 資料 13 令和2年度8月実施アンケート依頼文（看護局長・看護学部長宛）
- 資料 14 令和2年度8月実施アンケート用紙（看護学部長宛）
- 資料 15 令和2年度8月実施アンケート用紙（看護局長宛）
- 資料 16 令和2年度8月実施アンケート結果（本学修了生、本学以外の修士課程修了生、本学在院生）
- 資料 17 令和2年度8月実施アンケート結果（看護学部長）
- 資料 18 令和2年度8月実施アンケート結果（看護局長）
- 資料 19 令和2年度8月実施ヒヤリング依頼文（看護管理者・統括保健師宛）
- 資料 20 令和2年度8月実施ヒヤリング内容（病院 看護管理者宛）
- 資料 21 令和2年度8月実施ヒヤリング内容（訪問看護ステーション 看護管理者宛）
- 資料 22 令和2年度8月実施ヒヤリング内容（統括保健師宛）
- 資料 23 令和2年度8月実施ヒヤリング結果（病院 看護管理者）
- 資料 24 令和2年度8月実施ヒヤリング結果（訪問看護ステーション 看護管理者）
- 資料 25 令和2年度8月実施ヒヤリング結果（統括保健師）

梨池第 号
令和 2 年 8 月吉日

山梨県立大学大学院看護学研究科修士課程修了生 様
他大学大学院修士課程修了生 様
山梨県立大学大学院看護学研究科修士課程在院生 様

山梨県立大学大学院看護学研究科
研究科長 佐藤 悦子
(公印省略)

山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程） の設置に関する調査のお願い

新型コロナウイルス感染症への対応に、日々大変なご苦勞をされていることと思います。
日頃は、本学の教育研究活動に格別のご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本学では、先にもお知らせいたしました通り、現行の大学院修士課程（博士前期課程に
名称変更）に加え、新たに博士後期課程を設置し博士(看護学)学位を取得できる教育課程開設に向
け具体的な準備にはいっております。

現在、山梨県の保健・医療・福祉の現場で起こっている多様かつ複雑な課題や問題を看護の視
点から適切に捉え分析し、新たな看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を推進していく
人材が求められています。また、一方で看護学教員の不足も大きな問題です。そのため、山梨県
立大学大学院では、看護実践の知の体系と発展に資する研究を自立して行い、新たな看護ケアの
開発及び地域包括ケアシステムの改革の推進に貢献できる高度看護実践者や、研究機関の活躍す
る看護学研究者や看護系教育機関で活躍する看護教育者を輩出するために、博士後期課程を設置
いたします。

新たに設置する博士後期課程では、広域実践看護学分野として「臨床開発看護学領域」「地域包
括ケア看護学領域」「母子育成看護学領域」の 3 領域を立ち上げる予定となっております。

看護実践現場や教育機関において、より質の高い看護の提供に寄与できる高いリーダー性をも
った看護職が求められていることを鑑み、本学大学院博士後期課程では、次のような能力を持っ
た人材育成を目指したいと考えております。

1. 看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力を修得し
ている。
2. 看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を修得している。
3. 高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教
育を展開できる能力を修得している。

つきましては、あなた様の本学博士後期課程に関するご意見を直接お聞かせいただきたく、ご
多用の折、誠に恐縮でございますがご協力をお願い申し上げます。

《本調査についてのお問い合わせ先》

山梨県立大学池田事務室 田中

☎ : 0555-253-7859

✉ : gn-ypu@yamanashi-ken.ac.jp

領域の概要

「臨床開発看護学」：急性や慢性の複雑な健康問題をもち医療を必要とする患者およびその家族の支援に対する新たな看護支援方法を開発する。

「地域包括ケア看護学」：地域で生活するあらゆる健康レベルにある人々が、安心して安全に自分らしく生活するため地域包括ケア実践に向けた創造的な看護アプローチを探究する。

「母子育成看護学」：ライフステージ各期の女性と家族、乳幼児期から思春期の子どもへの看護、マタニティ期の女性と家族への新たな看護実践モデルを探究する。

山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程設置に関する調査

以下の質問のあてはまるものに○を書いてください。

I. あなたのことをお尋ねします。

問 1. あなたは大学院修士課程（博士前期課程）の修了生ですか、在学生ですか。

- a. 本学大学院修了生
- b. 本学以外の大学院修了生
- c. 本学大学院在学生

問 2. あなたの持っている資格は何ですか。（複数回答）

- a. 看護師 b. 保健師 c. 助産師 d. 認定看護師 e. 専門看護師
- f. 養護教諭（一種） g. 養護教諭（二種）

問 3. 現在の所属はどこですか。

- a. 病院等の施設 b. 大学等の教育機関 c. 保健所・自治体等の行政機関
- d. 訪問看護ステーション e. その他（ ）

II. 山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程看護学専攻への進学についてお尋ねします。

問 1. あなたは本学大学院博士後期課程看護学専攻への進学についてどのようにお考えですか。

- a. 進学したい b. 条件が合えば進学したい c. 将来進学を考えている
- d. 進学は考えていない e. わからない

→ a、b、c に○を付けた方は問 2、問 3、問 4、問 6 にお答えください。

→ d に○を付けた方は問 5、問 6 にお答えください。

問 2. 進学希望時期はいつですか。

- a. 1～2年後 b. 3～4年後 c. 5年以降 e. できるだけ早く

次ページに続きます。

梨池第 号
令和2年8月吉日

地方独立行政法人山梨県立病院機構看護局の看護局長 様
〇〇大学看護学部長 様

山梨県立大学大学院看護学研究科
研究科長 佐藤 悦子
(公印省略)

山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）
の設置に関する聞き取り調査のお願い

新型コロナウイルス感染症への対応に、日々大変なご苦勞をされていることと思います。
日頃は、本学の教育研究活動に格別のご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本学では、先にもお知らせいたしました通り、現行の大学院修士課程（博士前期課程に名称変更）に加え、新たに博士後期課程を設置し博士(看護学)学位を取得できる教育課程開設に向け具体的な準備をしております。

現在、山梨県の保健・医療・福祉の現場で起こっている多様かつ複雑な課題や問題を看護の視点から適切に捉え分析し、新たな看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を推進していく人材が求められています。また、一方で看護学教員の不足も大きな問題です。そのため、山梨県立大学大学院では、看護実践の知の体系と発展に資する研究を自立して行い、新たな看護ケアの開発及び地域包括ケアシステムの改革の推進に貢献できる高度看護実践者や、研究機関の活躍する看護学研究者や看護系教育機関で活躍する看護教育者を輩出するために、博士後期課程を設置いたします。

新たに設置する博士後期課程では、広域実践看護学分野として「臨床開発看護学領域」「地域包括ケア看護学領域」「母子育成看護学領域」の3領域を立ち上げる予定となっております。

看護実践現場や教育機関において、より質の高い看護の提供に寄与できる高いリーダー性をもった看護職が求められていることを鑑み、本学大学院博士後期課程では、次のような能力を持った人材育成を目指したいと考えております。

1. 看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力を修得している。
2. 看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を修得している。
3. 高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる能力を修得している。

つきましては、貴施設での本学博士後期課程に関するご意見を直接お聞かせいただきたく、ご多用の折、誠に恐縮でございますがご協力をお願い申し上げます。

《本調査についてのお問い合わせ先》
山梨県立大学池田事務室 田中
☎ : 0555-253-7859
✉ : gn-yphu@yamanashi-ken.ac.jp

領域の概要

「臨床開発看護学」：急性や慢性の複雑な健康問題をもち医療を必要とする患者およびその家族の支援に対する新たな看護支援方法を開発する。

「地域包括ケア看護学」：地域で生活するあらゆる健康レベルにある人々が、安心して安全に自分らしく生活するため地域包括ケア実践に向けた創造的な看護アプローチを探究する。

「母子育成看護学」：ライフステージ各期の女性と家族、乳幼児期から思春期の子どもへの看護、マタニティ期の女性と家族への新たな看護実践モデルを探究する。

山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程看護学専攻の設置に関する調査

大 学 名 :

聴 取 者 :

回答者 (職位):

1. あなたの大学における、現時点あるいは将来的に博士の学位を持った看護教員の必要性についてのお考えを教えてください。
2. あなたの大学では、博士の学位を持った看護教員の採用についてのどのよう
にお考えですか。
3. あなたの大学の看護教員が本学の博士後期課程看護学専攻への進学を希望
した場合、大学として支援をしますか。支援するとしたら、どのような支援を
お考えか教えてください。
4. 本学博士後期課程看護学専攻についてご意見・ご希望をお聞かせください。

山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程看護学専攻の設置に関する調査

病 院 名 :
聴 取 者 :
回答者 (職位) :

1. あなたの病院における、現時点あるいは将来的に博士の学位を持った看護者の必要性についてのお考えを教えてください。
2. あなたの病院（看護部）では、博士の学位を持った看護者の採用についてのどのようなお考えですか。
3. あなたの病院の看護者が本学の博士後期課程看護学専攻への進学を希望した場合、病院（看護部）として支援をしますか。支援するとしたら、どのような支援をお考えか教えてください。
4. 本学博士後期課程看護学専攻についてご意見・ご希望をお聞かせください。

山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻
博士後期課程設置に関する調査結果

調査対象：大学院修士課程修了生、他大学大学院修士課程を修了した本学看護学部教員、
本学大学院修士課程在院生

調査期間：令和2年8月

回収者：56人（配布数78）

Ⅰ-問1：修了生・在院生

	人数	割合 (%)
本学修了生	39	69.7
本学以外の修了生	6	10.7
本学在院生	11	19.6
計	56	100

Ⅰ-問2：所有資格（複数回答）

資格	人数	割合 (%)
看護師	56	100
保健師	17	30.4
助産師	6	10.7
認定看護師	9	16.1
専門看護師	20	35.7
養護教諭（一種）	3	5.4
養護教諭（二種）	1	1.8

Ⅰ-問3：所属施設

所属施設	人数	割合 (%)
病院等の施設	29	51.8
大学等の教育機関	16	28.6
保健所・自治体等の行政機関	0	0
訪問看護ステーション	10	17.8
その他	1	1.8
合計	56	100

II-問1：本学大学院博士後期課程看護学専攻への進学希望

項目	人数	割合 (%)
進学したい	11	19.6
条件が合えば進学したい	14	25.0
将来進学を考えている	3	5.4
考えていない	16	28.6
わからない	12	21.4
合計	56	100

II-問2-1：本学大学院博士後期課程看護学専攻への進学希望時期

n=28（進学したい、条件が合えば、将来考えている）

項目	人数	割合 (%)
1～2年後	8	28.6
3～4年後	11	39.3
5年以降	3	10.7
できるだけ早く	5	17.8
無回答	1	3.6
合計	28	100

II-問2-2：進学意思と進学時期 n=28

項目	人数			
	1～2年後	3～4年後	5年以降	できるだけ早く
進学したい	7	0	0	4
条件が合えば進学したい	1	10	1	1
将来進学を考えている	0	1	2	0
合計	8	11	3	5

II-問3：進学希望領域 n=28

項目	人数	割合 (%)
臨床開発看護学	10	35.7
地域包括ケア看護学	10	35.7
母子育成看護学	2	7.1
決まっていない	6	21.5
合計	28	100

II-問4：本学博士後期課程への進学理由（複数回答）n=28

項目	人数	割合 (%)
高度な専門的知識や能力を身に着けたい	25	89.3
研究者としての能力を高めたい	21	75.0
教育者としての能力を高めたい	13	46.4
将来研究職・教育職に就きたい	3	10.7
博士の学位を取得したい	8	28.6
高い学歴を取得したい	1	3.6
将来部長等の役職に就くために必要	0	0
その他	6	21.4

II-問5：本学大学院博士後期課程看護学専攻へ進学しない理由（複数回答）

n=16（進学を考えていない）

項目	人数	割合 (%)
時間がない	10	62.5
年齢	5	31.3
経済的理由	5	31.3
周囲の理解が得られない	0	0
その他	7	43.9

II-問6 本学大学院博士後期課程看護学専攻へ進学する時の希望

- ・博士課程の開設は多くの人の希望であったため喜ばしく思います。
- ・遠方に住んでいるのでリモートでの講義や指導のシステムが充実しているとよい。
- ・働きながらの進学の難しさを感じ、仕事、家事との両立がどの様に可能かについてイメージできるような情報提供があれば有難いです。なお、学修においてリモート活用が充実されるとより両立しやすさを感じます。
- ・本県には他大学に博士課程があるため、重複しない専攻領域やそちらとは異なる特徴をアピールしてほしいです。
- ・本学は歴史があり多くの方々の思いが詰まっている大学だと思います。本学こそ博士課程があるべきでは？県全体の看護の発展に更に力そそいでいくのでは？とも思います。
- ・博士後期課程に進学する場合、働きながらになると考えます。通学は厳しいので、リモート（Zoomなど）での講義やディスカッションなどできると助かります。
- ・これからの超高齢多死社会、障害者児とともに生きる社会の中でそこに関わる人たちが笑顔でやりがいを感じながら働けることがとても重要だと思います。そういう人達が沢山育っていくためにはそれを教育できる人が職場レベルで育っていくことが必要だと考えます。

- ・大学院での学びは、現在の私の日々の看護実践や看護管理の場で根拠のある判断を助けてくれます。大学院では先生方、共に学ぶ仲間にも恵まれ、本当に山梨県立大学大学院で学ぶことできたことに感謝しています。さらに高度な専門的な知識や能力を身につけたいという気持ちはあります。しかし、大学遠方であること、年齢的な問題、身体的な問題、職場の理解などクリアしなければならない課題が多く、現段階において実際の進学は厳しい現状にあります。
- ・仕事と両立できるよう、授業や研究指導の時間帯（夕方夜間や土曜日祭日など）の配慮をして頂けるとありがたいです。
- ・長年、県立大学の博士課程設置を切望してきました。博士課程で看護学を深く探求できることに大きな期待をしています。
- ・これから看護職はもっと専門知識を取得していかなければならないと思う。教育体制として必要。山梨県の看護教育を一番に担ってきた県立大学に設置は必須だと考えます。
- ・修士課程では、多くのことを学び日々の実践に役立っています。博士課程で学べる機会があることはとても羨ましく思います。修士課程修了生など多くの方が進学を希望されることを祈っています。

山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程看護学専攻の設置に関する調査

【大学院を有しない山梨県内の看護系大学の看護学部長の意見】

1. 博士の学位を持った看護教員の必要性について

大学教員であることから博士の学位は絶対に必要である。3名の教員はこれから博士の学位取得が必要である。理論を学びエビデンスをもって論理的に思考でき、研究力がある教員を確保したい。また、大学の教員のみならず、実習地の管理者や指導者も博士の学位を持ち、看護実践力のみならず、研究力、教育力を有する必要があると考えている。

2. 博士の学位を持った看護教員の採用について

非常に必要、開学して間もないので教員確保には苦労している。博士の学位を持った教員をぜひ採用したいと考えている。

3. 本学博士後期課程への進学を希望した看護教員への支援について

既に他大学の大学院へ通学している教員もあり、学部長としては各教員の早い学位取得を希望しているため、勤務体制の整備や勤務環境の配慮など、全面的に支援している。

4. 本学大学院博士後期課程看護学専攻について

本大学は大学院を設置しておらず、今のところ将来的な設置の予定もないが、次世代の看護教員の育成を考えると、大学院で学び学位を取得した教員が必要である。その点でも山梨県立大学大学院看護学研究科との連携によって、看護教員育成を図っていきたいと考えている。今後どのような連携体制を具体的にとったら良いのか、近日中に学長と話し合いの機会を作っていきたい。

山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程看護学専攻の設置に関する調査

【本学と包括連携協定を締結している病院の看護管理者の意見】

1. 博士の学位を持った看護者の必要性について

博士の学位を持った看護者が本院にすることで、本院の看護実践の質向上や人材育成に大きく寄与するものと期待している。本院には必要な人材であると考えている。

2. 博士の学位を持った看護者の採用について

もし博士の学位を持った看護者がいたら、積極的に採用していきたい。しかし、課題として身分をどのように保障するかということがあげられる。

3. 本学博士後期課程への進学を希望した看護職員への支援について

支援をしていく。

内容としては、勤務上の調整、年休の取得の調整、休職制度の活用は修士課程の学生と同様に支援していく。一方身分保障、経済的支援も必要だと思うが、現段階では決定していない。

4. その他、本学博士後期課程看護学専攻についての意見・希望について

大学として、学生の経済的支援を考えていただきたい。これからは、大学院修士課程、博士課程を終了した看護者が臨床現場で活躍していく時代になってくる。本院看護部の教育制度の中に、修士課程、博士課程を位置付けていきたい。

大学と本院との連携協定があるので、本院の看護者には積極的に大学院での学修を進めていきたい。

病院 看護部長 様
山梨県看護協会立訪問看護ステーション部 責任者 様
山梨県福祉保健部 統括保健師 様

山梨県立大学大学院看護学研究科
研究科長 佐藤 悦子
(公印省略)

山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）
の設置に関する聞き取り調査のお願い

新型コロナウイルス感染症への対応に、日々大変なご苦勞をされていることと思います。
日頃は、本学の教育研究活動に格別のご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本学では、先にもお知らせいたしました通り、現行の大学院修士課程（博士前期課程に名称変更）に加え、新たに博士後期課程を設置し博士(看護学)学位を取得できる教育課程開設に向け具体的な準備をしております。

現在、山梨県の保健・医療・福祉の現場で起こっている多様かつ複雑な課題や問題を看護の視点から適切に捉え分析し、新たな看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を推進していく人材が求められています。また、一方で看護学教員の不足も大きな問題です。そのため、山梨県立大学大学院では、看護実践の知の体系と発展に資する研究を自立して行い、新たな看護ケアの開発及び地域包括ケアシステムの改革の推進に貢献できる高度看護実践者や、研究機関の活躍する看護学研究者や看護系教育機関で活躍する看護教育者を輩出するために、博士後期課程を設置いたします。

新たに設置する博士後期課程では、広域実践看護学分野として「臨床開発看護学領域」「地域包括ケア看護学領域」「母子育成看護学領域」の3領域を立ち上げる予定となっております。

看護実践現場や教育機関において、より質の高い看護の提供に寄与できる高いリーダー性をもった看護職が求められていることを鑑み、本学大学院博士後期課程では、次のような能力を持った人材育成を目指したいと考えております。

1. 看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力を修得している。
2. 看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を修得している。
3. 高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる能力を修得している。

つきましては、貴施設での本学博士後期課程に関するご意見を直接お聞かせいただきたく、ご多用の折、誠に恐縮でございますがご協力をお願い申し上げます。

《本調査についてのお問い合わせ先》

山梨県立大学池田事務室 田中

☎ : 0555-253-7859

✉ : gn-ypu@yamanashi-ken.ac.jp

領域の概要

「臨床開発看護学」：急性や慢性の複雑な健康問題をもち医療を必要とする患者およびその家族の支援に対する新たな看護支援方法を開発する。

「地域包括ケア看護学」：地域で生活するあらゆる健康レベルにある人々が、安心して安全に自分らしく生活するため地域包括ケア実践に向けた創造的な看護アプローチを探究する。

「母子育成看護学」：ライフステージ各期の女性と家族、乳幼児期から思春期の子どもへの看護、マタニティ期の女性と家族への新たな看護実践モデルを探究する。

山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程看護学専攻の設置に関する調査

病 院 名 :

聴 取 者 :

回答者 (職位):

1. あなたの病院における、現時点あるいは将来的に博士の学位を持った看護者の必要性についてのお考えを教えてください。

2. あなたの病院（看護部）では、博士の学位を持った看護者の採用についてのどのようなお考えですか。

3. あなたの病院の看護者が本学の博士後期課程看護学専攻への進学を希望した場合、病院（看護部）として支援をしますか。支援するとしたら、どのような支援をお考えか教えてください。

4. 本学博士後期課程看護学専攻についてご意見・ご希望をお聞かせください。

山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程看護学専攻の設置に関する調査

病 院 名 :

聴 取 者 :

回答者 (職位):

1. あなたの訪問看護ステーションにおける、現時点あるいは将来的に博士の学位を持った看護者の必要性についてのお考えを教えてください。
2. あなたの訪問看護ステーションでは、博士の学位を持った看護者の採用についてどのようにお考えですか。
3. あなたの訪問看護ステーションの看護者が本学の博士後期課程看護学専攻への進学を希望した場合、訪問看護ステーションして支援をしますか。支援するとしたら、どのような支援をお考えか教えてください。
4. 本学博士後期課程看護学専攻についてご意見・ご希望をお聞かせください。

山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程看護学専攻の設置に関する調査

統括保健師へのヒヤリング内容

聴取者：

回答者（職位）：

1. 現時点あるいは将来的に博士の学位を持った山梨県採用の保健師の必要性についてのお考えを教えてください。
2. 博士の学位を持った山梨県保健師の採用についてのどのようにお考えですか。
3. 山梨県採用の保健師が本学の博士後期課程看護学専攻への進学を希望した場合、県として支援をしますか。支援するとしたら、どのような支援をお考えか教えてください。
4. 本学博士後期課程看護学専攻についてご意見・ご希望をお聞かせください。

山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程看護学専攻の設置に関する調査

【山梨県内で本学大学院修士課程修了者が就業している 5 病院の看護管理者の意見のまとめ】

1. 博士の学位を持った看護者の必要性について

- ・ 病院内に博士の学位を取得した看護師がいたならば、看護実践の役割モデルや教育担当者として後進の教育や指導にあたってもらうことで看護の質向上が図れると考えられる。
- ・ 看護研究の指導者としても活用できるので、病院としては必要な人材である。
- ・ 修士課程の修了者が 5 名ほど在職しており、その看護職員のキャリアアップのためにも進学させたい。
- ・ 複雑化する問題を抱える患者への対応するため、看護師への教育の充実が必須である。博士の学位を持ち、研究や科学的根拠をベースに看護師教育に当たる指導者が必要となる。
- ・ 現時点では不明だが、将来的には博士の学位を持った看護者の必要性があるかもしれない。

2. 博士の学位を持った看護者の採用について

- ・ 積極的に採用したい。
- ・ 本院の学びたいという有能な看護師にもぜひ大学院で学んでほしい。
- ・ 博士の学位を持った人を採用というよりは、現在就業している看護者が博士の学位を取得し、その後も継続して勤務してもらいたい。
- ・ 博士の学位を取得した看護者がいたら積極的に採用していきたいが、身分保障に関する課題が残っている。
- ・ 病院の方針と一致した博士の学位を持った看護者であれば、採用の可能性もある。

3. 本学博士後期課程への進学を希望した看護職員への支援について

- ・ 看護部独自の支援体制があり、大学院へ授業等で行く場合は全て出張扱い（給与保障）とし、土日に大学院に行った場合は代休を与えている。
- ・ 経済的支援を以前はしていたが、現在は病院の経営的に難しい。
- ・ 勤務調整、年休の取得の調整、休職制度の活用は、修士課程への進学者と同じように支援していく。身分保障や経済的支援も必要であるが、現段階では決定していない。
- ・ 修士課程への進学者と同様に休職扱いとし、給与は出ないが身分保障をしていく。
- ・ 修士課程 の場合は修了後に 1 か月 5 万円×2 年間に修学資金として附与しているため、博士課程においても同様に支援できるよう制度を整えていきたい。
- ・ 学位取得後の処遇を検討したい。

4. その他、本学博士後期課程看護学専攻についての意見・希望について

- ・ 博士の学位を持った看護者が病院だけではなく、広く地域でも活躍できるようになれば、県

内の看護の質向上が図られると考える。

- ・ 大学側には学生の経済的な支援体制を考えていただきたい。
- ・ これからは大学院の修士課程や博士課程を修了した看護師が臨床現場で活躍していく時代になってくるため、看護部の教育制度に修士課程や博士課程の修了を位置付けていきたい。
- ・ 山梨県立大学と当院は包括連携協定があるため、当院の看護職員には積極的に大学院への進学を勧めていきたい。
- ・ 14 条特例や長期履修制度があるのはありがたいが、当院は大学から離れているため、月に 2～3 回は大学で授業を受け、その他は On-line 授業やリモート等で遠隔指導が受けられると良いと思う。
- ・ 当院の地域特性からは「地域包括ケア看護学」の関心が高くあり、次いで小児看護の「母子育成看護学」と思われる。
- ・ 看護師が大学院で学べるように各医療機関の管理者が大学と相談しながら取り組めたらよい。

山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程看護学専攻の設置に関する調査

【 看護協会立訪問看護ステーション部の看護管理者の意見 】

1. 博士の学位を持った看護者の必要性について

社会のニーズが複雑になり、在宅医療への期待が大きくなっている現在、社会の動向を見据え、訪問看護ステーションの戦略的な運営、地域包括ケアシステムにおける訪問看護師の活動の推進および訪問看護師の育成に力を入れていく必要がある。そのため、これからの訪問看護ステーションには大学院で学び、研究的な能力が高い博士の学位を持った指導者が必要だと考えている。

2. 博士の学位を持った看護者の採用について

現時点では修士の学位を持った訪問看護師が 4 名おり、訪問看護ステーションのリーダーとして活動してくれている。今後は博士課程への進学も視野に入れ、リーダーとして活躍してもらえる人材を得たいと考えている。

3. 本学博士後期課程への進学を希望した看護職員への支援について

今まで博士課程への進学支援の経験はないが、可能な限り支援したいと考えている。これまで、看護職員の修士課程への進学では勤務調整や給与保証し、就学支援の体制を取っている。また、現在、給与の改定に取り組んでおり、学位取得後は給与に反映させられないか検討している。博士課程修了後はポジションの確保が重要と考えており、体制整備を検討している。

4. その他、本学博士後期課程看護学専攻についての意見・希望について

山梨県看護協会は 7 つの訪問看護ステーションを運営し、県内の訪問看護のリーダー的役割を担っており、訪問看護の質向上のためのモデルを示す役割も持っていると自負している。そのためにも、地域包括ケアの中で訪問看護師としての能力を発揮するために、学びたい意思がある訪問看護師には可能な限り支援していきたいと考えている。今後は修士や博士の学位を持ったリーダーが必要であり、どのような支援が必要か大学と連携していきたい。

山梨県立大学大学院看護学研究科博士後期課程看護学専攻の設置に関する調査

【山梨県福祉保健部 統括保健師の意見】

- 1 現時点あるいは将来的に博士の学位を持った山梨県採用の保健師の必要性
 - ・少子高齢化の進行や家族問題が複雑化する中、科学的根拠に基づく公衆衛生看護活動が求められている。さらに、未知なる感染症対策や災害対応などの健康危機管理への対応、地域の実情にあわせた地域包括システムの深化・推進のためは、調査、研究的な視点で政策立案し、幅広い専門職種のリダー役を担いながらマネジメント能力を発揮できるような高度な分析力、科学的思考と実践力が備わった博士後期課程を修了したリダーが必要である。
 - ・ことに県の保健師には、管内の保健衛生業務等の調整、関係者間のコーディネート、人材育成等広域的な視野や視点、専門性が必要であることから、博士の学位をもった保健師が必要であると考ええる。

- 2 博士の学位をもった山梨県保健師の採用についてどのようにお考えですか。
 - ・採用は一般教養、専門知識、適正検査、個人面接、集団面接等により公平に判断されるものであり、学位があるから採用するとは言及できないが、博士の学位をもち、山梨県の保健衛生・福祉業務にその能力を発揮したいという熱意は大きな期待になると思う。

- 3 山梨県採用の保健師が本学の博士後期課程看護学専攻への進学を希望した場合、県として支援しますか。支援するとしたらどのような支援をお考えですか。
 - ・県の保健師のキャリアパスとしても進学を希望した場合支援したい。
 - ・夜間の授業やeラーニングが中心になるとのことだが、必要な際の業務調整や年休取得や現場での研究活動など、所属との調整を図る中で、可能な限り学びやすい環境への配慮をしたいと考える。

- 4 本学博士後期課程看護学専攻へのご意見・ご希望をおきかせください。
 - ・博士課程を設置することにより、現場保健師が参画できるようなワークショップなどを開催し、保健師の人材育成にも貢献してほしい。
 - ・博士課程の進学方法、費用面等早い段階で情報提供をしてほしい。
 - ・博士をとった保健師本人の方向やキャリアパス等も在籍の早い段階で聴取するなど体制づくりを考える必要がある。